

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【14】」

2. 日時：令和5年12月11日（月）16時12分～19時26分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、高橋管理官補佐、

西内安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、田邊係長

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他9名（うち4名はTV会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種類及び配置の変更）】

・資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改14）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれから東海第2発電所のカサハラシバフクイオカからの工事計画のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願ひします。
0:00:11	それでは前回のヒアリング、前回までのヒアリングを踏まえて、資料等充実していただいていると思いますので、まず充実した箇所更新箇所について説明をいただき、
0:00:21	こちらが最後まとめて事実確認をさせていただければと思います。
0:00:25	準備がよければ日本原燃の方から説明をさせてください。
0:00:29	エンジニアのヒアリング資料としまして、資料1、確認事項整理書、
0:00:35	非常に説明書の方、
0:00:38	説明の方ですが、まず、資料1の確認事項、提供、
0:00:43	この順番でご説明の方に、
0:00:47	26分の26ページになりますが、152番として、
0:00:53	ホソノ見直し案の記載の
0:00:55	部分も含まれないことを維持するための折衝等の管理を行う企画が、前段に記載している二つの区域、区画室田明確、
0:01:05	また、製造部により行うにあたっては、平均する可燃物を持ち込まない運用であることについて追記をする。
0:01:13	ということで、基本の方針の方に反映しております。そちらが資料2の77ページ。
0:01:26	こちらの方で基本設計方針における衛生状況、
0:01:30	及び汎用グラフィックの対象及び区域区画には原則、
0:01:34	今後とも少ない運用
0:01:36	に、
0:01:37	合わせて修正をしておりますが、黄色8の方が修正点となる。
0:01:43	二つ目のパラグラフで、A型内部が認定に出されており、火災の施設を滑らない区域区画、もしくは、発言がなく、
0:01:51	ダイゴ疇津要請がない。
0:01:54	A葛西市内、
0:01:57	派遣がなく、火災が発生する恐れがない、区域または区画は観測可燃物を持ち込まないようとし、
0:02:04	可燃物を持ち込む場合には作業員による監視を行うということです。
0:02:08	これに加えて、可燃物が持ち込まない、売れないことを継続的につくるために、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:14	施錠等による管理を行う運用とする、オダの運用については保安規定に定めて管理する中で、受益者の方、規制をしております。
0:02:22	こちらの内容につきましてはフルヤ、黒をまとめた表の方にも、
0:02:27	反映をしております。
0:02:30	こちらの説明は以上となります。
0:02:33	続いて確認事項整理 53 番。
0:02:38	先ほどの別添 8 ですね、こちらで示している図面の中で、途中段階のE Lがわかるように記載をして、
0:02:48	ということで、
0:02:49	具体的にコメントをいただいたところが 134 ページ。
0:03:04	234 ページの方で、左下のところですね、火災感知器を設置しない工夫を記載をしておりますが、こちらでPL11. コウ 0 メートルを記載を入れて、
0:03:15	こちらで 8 日につきましては、133 ページから 146 ページで、黄色枠をしておりますが、
0:03:22	すべて確認をして、不足していたところについては、EALの記載のほう、追記をしております。
0:03:30	こちらの回答は以上となります。続いて、154 番になります。部屋の一部が開放となっている区画であるRHR根っこ機交換機品質及びガイダンス等の
0:03:43	ページの計画について、どのような感知器の設定になっている括弧案を經由して説明することということでこちらが、45 ページの方に、
0:03:53	指導、
0:04:05	まず一つ目の矢じりのところでパターンとしまして、部屋の一部に開口があり条件が接続している区画としましては、
0:04:13	グレーチング下が設置されている火災、
0:04:17	また、語学を形成するカドのない階段の設置されている火災、
0:04:21	がござい
0:04:22	これについては、消防法施行規則 23 条 4 項について、火災関係の設計を行っており、
0:04:29	まずですね、消防法または建築基準法を踏まえて適切に火災感知を行う区域区画のうち、
0:04:36	こちらのパターンとしましては壁で囲われた提案室が、シャッポですね、エレベーターの方のように、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	車道部から上まですべて、現状となっている途中につきましては、消防本部に要求した、で、火災感知の設計の方を行っております。
0:04:58	続きまして確認事項の 155 ページ、15 番になりますが、部屋の一部が開放となっており、各階のグレーチング資機材提供区画であるRHRAB室の、
0:05:11	火災感知設計として、障防法則規則の要求にが葉を、この感知器を追設するのは、その設計内容を整理して説明する
0:05:20	ことで、
0:05:21	こちら、50、
0:05:24	45 ページの、
0:05:27	をしております。
0:05:28	こちらのところで御説明のミヤマになりますが、グレーチング床が設置されている。
0:05:34	火災区画のA格で感知の設計がよく、
0:05:37	図の 4、
0:05:38	固定資産のところで示しております。
0:05:42	右側のレーダー目のところですね、画面が途中までありますが、これらも、取り付け方とか 8メートルのデータ、
0:05:51	ある 1-1 の一番上の階層ですね、こちらにつきましては、煙感知器及び熱感知器を設置する設計。
0:05:59	こちらがフローをもとに分類した区画の中では①です。
0:06:05	一方で開口部ですね、熱交換器があるグレーチングで、
0:06:12	仕切られている。
0:06:13	Iコガ、
0:06:15	こちらにつきましては取付面高さが 8メートル以上となるため、
0:06:19	煙感知器及びこの感知器を設置する設計として、②、
0:06:25	分類をしております。
0:06:30	なお、ほぼ半月につきましては、NH図面を床面と皆さんみなしまして、グレーチングごとに設置をし、
0:06:40	先ほどちょっと申し上げましたがヤノ 1-1 につきましては、煙及び熱を
0:06:48	また同様に、48 ページ、お願いします。
0:06:54	46 ページでは
0:06:58	消防法施行規則 13 条 4 項に従う。もう一つの分類としまして、活動ケースのマエダ
0:07:06	の説明できるタイプの配管の設計、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:10	概要を次に示しております。
0:07:14	取り決めパターンは初めて美馬モテギにつきましては、煙感知器及び熱感知器を設置するSec①としまして、一方で、階段がある開口部のところにつきましては、
0:07:25	取付面高さ 8メートル以上となるため、権利勝木及び尾野菅式を設置する設計と。
0:07:32	しております。
0:07:34	まずですね、この半月につきましては階段の踊り場や傾斜分を、関する基準、
0:07:39	1つチェックをしております。
0:07:42	二つ示しておりますが、左側で基本的な
0:07:46	うちの考え方を示しております。
0:07:48	右側ですね示しているのが、階段を、取付面がですね。衛藤。
0:07:56	具体の形状や干渉物等により、階段と使い場合には、尺ができるところが発生してしまうのですが、場所には、基本的な
0:08:07	形に加えて、死角がないように、
0:08:10	台数をふやすことで、仕事の内容にする設計と。
0:08:14	しております。
0:08:17	こちらの回答として、以上となります。
0:08:20	続いて 156 番になります。火災感知器を設置しないフクイ企画に対して、新たに、
0:08:27	可燃物の商業者のため、予定適切として、情報による管理を追加するが、
0:08:33	計上することによって、有効性評価におけるアクセスルートに影響がないことを追記、
0:08:38	こちらが、資料 2 の 53 ページから、
0:08:43	記載をしておりますが、
0:08:49	こちらから、火災感知器を設置しない区域における、持ち込み防止の措置としまして、沿革を示しておりますが、こちらの追加と事例、
0:09:00	※2 を、
0:09:02	はい。
0:09:04	しまして、58 ページ。
0:09:07	何ですか。
0:09:11	58 ページに※2 の内容としまして、通過設備を講じる遠隔、後、Rw-1 ホンダ、有効性評価におけるアクセスルートに該当しますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:23	施錠管理を行って内側から3時より、
0:09:26	解除するためにアクセスルートに影響がないということを設置いたしました。
0:09:33	コメント回答としては以上でございます。
0:09:39	はい。規制庁西内です。規制庁は事実確認を進めていければと思います。
0:09:45	齊藤花本。
0:09:48	あ、そうセイトウです。まず私の方から確認していきたいと思います。
0:09:54	衛藤。
0:09:56	順番にいきますと、152番。
0:10:01	伊藤内閣園児構成152番についてなんですが、%タカマツイトウ設置しない区域区画のところの、
0:10:10	基本的方針の見直し案については、特に私からはコメントないですけども、旭津川ってよろしいですか。
0:10:22	全然しないところの榊さん。
0:10:27	はい。
0:10:28	はい。
0:10:30	はい。
0:10:31	はい。それで、基本設計方針については私ですが、
0:10:37	設置しない。久賀副ミツイ。
0:10:43	今、確か、申請書上で、具体的にその設置しない区画がどこかというの、書かれていないかなと思っていて、
0:10:56	添付書類の方ですかね、取り組まないっていう理解でいいですか。
0:11:04	平均でのニイツです。申請書上というのはその本文や添付の店舗それぞれには記載はしております。
0:11:13	はい。
0:11:14	おそらくこれだけ設置しないところの数があるっていうのもありますし、点点ぷーの中では一覧のようなものが示されてもいいように思うんですけども、それは、
0:11:28	補正のタイミングとかで、入れる予定っていうのはあります。
0:11:35	元の三つですけどチラーの、やっぱり
0:11:44	イメージとしましては、
0:11:49	そして、42ページのような一覧表を、
0:11:52	添付の中のイメージです。
0:11:56	そうですね。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:58	基本的に申請書補正書の中では基本設計方針が大体前提というか、大きな
0:12:08	それが内容をちょっと噛み砕いた形で、
0:12:11	添付の中で補足をしていく。
0:12:14	結構資料になって、
0:12:16	考えています。それ
0:12:18	に踏み切れないというのはその具体的なその細かい、火災感知器の配置等々も含めて、
0:12:24	補足説明資料の中に衛藤落とし込んで、
0:12:31	もう、
0:12:32	整理で、補正の方は考えている。
0:12:36	衛藤。
0:12:38	先行電力さんに関しても、
0:12:40	それとその整理が、
0:12:42	要るかなと。
0:12:50	規制庁伊藤です。
0:12:54	それで大丈夫だからよかったんだっけ。
0:13:00	規制庁西内ですけど、補正される内容の事前脳波確認みたいな意味合いでは、我々し、することはないので、そういった意味では
0:13:12	これまでの審査の中での、結局点本文事項基本設計方針ですよ。添付資料と、あと補足説明資料っていうものがあって、
0:13:21	の関係性としては、我々基本設計方針の変更っていうものを今回新アノ認可する処分対象として考えているので本部事項としてまずあって、それを具体化するものとして添付があって、まずはそれを具体化さらに、
0:13:33	さらにそのエビデンスとか、具体的な内容を補足するものとして審査資料、補足説明資料というものがあってそこら辺は谷井さんおっしゃっていただいたような、関係性ということで共通理解なのかなと思います。で、
0:13:44	その際に先行電力って話もありましたけど、まずは日本原燃として、必要だと思うところっていうものをしっかり添付資料のほうに書くようは、今回の基本設計方針の中でも、特に
0:13:57	添付で記載をしておくべき必要があると思っていることについて、先行電力の話もあります結局申請内容が異なるので、そこは、
0:14:05	そういった意味では日本原燃の基本設計方針の内容に応じて、必要だと思うところっていうものをしっかり添付の方に書いてもらって、それを最

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	終的にはですね我々の補正された事実確認させていただいてっていう そういった流れかなと思いますので、
0:14:19	それを踏まえてご検討いただければいいのかなとは思いますが。ていうそ れ現状このぐらいかなと。
0:14:25	現在でございます。
0:14:27	ありがとうございます。
0:14:29	今回感知器をつけない場所が、東海単位では多いということ、先ほど お話ありましたけども、まさにそれが、審査会合等において、論点になっ てきたという経緯を考えると、
0:14:43	添付書類を付けるべきじゃないかっていうそういうご指摘ともちょっと私 受け取りました。そうしますと、
0:14:51	添付書類じゃどこに入れますかってこと話になってくるんですけども、
0:14:55	今確か5-1-1-7という火災防護に関する説明書ってありますけど も、その中で、いろいろこう書いてますけども、火災感知器の設置の設 計についても言及してますので、
0:15:08	そのところで、この補足説明先ほどの、
0:15:12	表中でしたから、補足の10ってやつと同じようなスタイルで、表を読み 込むことによって、
0:15:19	セクション入れるってことはこれはもうできるのかなと思いますので、そ の辺考えた上でですね、対応していきたいなと思います。基本的にはつ けても別にいいのかなと。
0:15:32	はい。規制庁の伊勢ですけどもそうですね本文に書く粒度感とか、添付 2画粒度感とか、もちろんその各電力、
0:15:42	何である程度共通のメルクマールは、あまり定量感はないっていうのが 正直なところだと思うんですけども、共通の安定のメルクマールっての は多分あってしかるべきところを否定するつもりは毛頭なくてです ね、そういった意味で先行電力の実績とかを確認した上で、
0:16:00	そことの横並びって意味では賄いでしょうっていう最初新津さんの回答 はすごく理解はできる場所ではあるんですけど、先ほど
0:16:08	おっしゃっていただいたように、それなり数が多いっていうところもありま すし、というところで書かれるのかなと思ってちょっと確認、確認をしたと いうのが最初のイトウの質問の趣旨でしたと確認の趣旨でしたと。
0:16:21	いうところで、そういった点も含めてちょっと我々最後、申請章っていうも のの補正内容というのが確認をしたいと思っていますのでというところ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で今日、今日この場で確認をさせていただいたというところでございますと。
0:16:34	衛藤
0:16:36	そういった意味でどこまでっていう話が最後まであると思うんですけど、例えばですけど今補足説明資料だっ上だと図面とかレベルまでついてますけど、
0:16:46	さすがにそこまではちょっと、少なくとも要は本文の本文を具体的に説明するものっていうものがあるので各名称区域名称というところだけでも十分特定はできるのかなと思いますし、粒度感というのはそう踏まえて、
0:16:59	最後、補正としてしっかりご提出いただければと思っておりますというところで、はい。
0:17:05	よろしいでしょうか。
0:17:06	建設部でございます承知いたしました。少し考えた上で適切に対応して、
0:17:12	はい。規制庁西内ですよろしくお願いいたします。
0:17:15	はい。江藤。この点はよろしいでしょうかね。
0:17:19	今、全部。
0:17:23	はい。規制庁伊東です。
0:17:27	そうですね。あんまりいろいろあるんですけど、設置しない価格の話もそうですし、あとは可燃物管理の仕方、パワポで言えば、
0:17:38	パワポの形、
0:17:41	通しのページ数だと、6263 ページ辺りの話も、補正の
0:17:49	サイトウ、
0:17:51	含めてご検討いただければと思います。
0:17:56	あとわかりますか。今私が言ったでしょ。
0:18:02	表 13、
0:18:05	さっと。
0:18:07	莊司さんと、次のページぐらい。
0:18:10	ところも含めてご検討ください。
0:18:15	池野ニイツ承知いたしました。
0:18:18	はい。
0:18:19	次に行きます。整理初版%153 については私からは特にはないです。
0:18:26	整理の何%154 棟、155 まとめて確認したいと思います。東海神戸のあるタカスカの感知器設計についてです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:41	講師も、
0:18:43	定数と、45 ページ 46 ページです。
0:18:50	ちょっとここで、
0:18:55	記載内容の確認なのですが、火災が救う、R、
0:19:01	DへのhrB1-1R1-1 を割って、
0:19:08	これはこのす、火災区画。
0:19:13	一つのカセの中で、
0:19:15	エリアを二つ、
0:19:18	つくれるイメージなんですか 8メートル未満と 8メートル以上とエリア分けをしているというそういう認識でよろしいんですか。
0:19:31	消炎ます。
0:19:34	減税の三つです。左側で平面図、C、お示しておりますが借りごとにあと感知区域を分けている。
0:19:45	イメージ。
0:19:47	iPodに関して言って終わって行って、
0:19:51	8メートル未満のところは、
0:19:57	①のカーブで、
0:19:59	夏目鳥居さん、田丸ナカんです。
0:20:02	結構区画の中でエリア分けを、
0:20:06	整理して
0:20:10	それぞれちょっと違う換地設計をしてるっていうのは結構あるんですけど。
0:20:26	元の物で、感知区域によって 8メートル未満か以上かっていうところで、リアクターの三階もすごく、
0:20:37	等については、8メートルを超えるか超えないかで、
0:20:42	刑務利益、
0:20:45	通しページの 111 ページですね。
0:21:01	わかりやすく申し上げますと、消火活動を引用しているところがちょっとたまたま二つ中にあるので、緑枠で作ってるところ、こちらについては初めてのことなので、ちょっとね、
0:21:13	右下のを降りる予定です。
0:21:17	で、困っているところが初めて覚えているので、煙とほぼ
0:21:24	同様な形でまたこれ価格が違います。
0:21:27	クボ。
0:21:30	この中でも、8 番は、左側もある。緑で囲っているところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:39	煙でその隣の、
0:21:41	⑥番についてはK-NET法で完成しているような制度です。
0:21:48	設定等ですわかりました。
0:21:51	換地区域ごとということです。
0:21:54	で、
0:21:57	さっきのページに戻ると、
0:22:00	あと8メートル未満の、
0:22:04	レビューアと、
0:22:06	ブリッドです。
0:22:11	8メートル以上のところは、県パブリックコ。
0:22:17	これ初めて異常の方って言うてる煙は、何ていうかな、隣のエリアの煙感知器のことであると、そういう
0:22:30	理解でいいですか。
0:22:42	ヒロキでございます。今、井藤佐賀とおっしゃられている機能は、あれ、
0:22:48	hr、今の45ページの、
0:22:51	右側の3層になっているところで8メートル以上8メートル未満というようなおっしゃられている。
0:23:00	そこもそうですし、次のページも同じ話ですけど、結局、開口部のあるエリア、ヤマナカ、そのタテに限ったイメージで僕は話しているんですけど、
0:23:13	開口部のあるエリアには煙感知器はそこにはなくて、隣のカテ着地が床があるエリアの煙感知器で、
0:23:24	開発しますよってそういう説明なのかなと思ったんですけどそれがあつたんですけど、その理解で、
0:23:31	はい。
0:23:34	わかりました。それで8メートル未満のアイディアと、
0:23:39	8メートル以上のL/Dあって、
0:23:42	それぞれ2種類、
0:23:44	設置してます。
0:23:48	藤。はい。
0:23:50	しゃべりすいませんちょっと。
0:23:53	細かいですね一つ次のページの設置で、0102%の方に行くんですけど、
0:24:02	①の上りにもそうですけど、ちょっとこれ、何年度だからかもしれないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:09	建て替え等、
0:24:11	煙感知器が何か、右側にしか煙と熱が右側しかついてないように見えるんですけど、左の方のエリアもついてますっていうそういう、
0:24:22	取れんですか。
0:24:29	こちらは設置例というか、
0:24:32	イメージ図でおりますので、消防法に従った形ではちゃんと左側にも付けております。
0:24:44	はい、わかりました。
0:24:46	あとは、
0:24:49	右側の方へ設置で②の方で、
0:24:55	FLフロアを監視している炎感知器あるんですけど、これはここについている理由は、阿南。
0:25:02	あ、そう。
0:25:07	下の三つです。
0:25:09	うちで②に関しましては、ウエダ部分の 8メートル以上の改造を、
0:25:16	概要として表しておりますこちら、一つ目として煙でフロアレベルに対して、炎の 2 種類を
0:25:41	今の説明を見ますとフロアフロアレベルですか。要はヤノ、天井が始めた以上になりますので、熱がつけられない。
0:25:51	そうしますと、熱の代わりに本しかないの、補助については、床面を床面見るところが必要になります。
0:25:59	というところで、今始めてるところでレベル的に言えば下 1 階の上に該当すれば、2 回目の床を右側の FL を監視というもので見ていくと。
0:26:12	はい。監視していると、というような絵になってます。
0:26:15	一方横には階段を階段がございまして、その階段を見れるものを今回追加していく。
0:26:23	ですから右側のフロアレベルの監視っていうのはこれ、先ほど日通からご説明差し上げた上、サカイ、
0:26:33	アノさんがイデ、右側に炎がありますって言った、そういった高さのところだと、
0:26:40	思っていただけだと思います。
0:26:49	等、はい。
0:26:55	何かこれ沿いに浮かんでるように見えるんですけどこれ具体的にどうやってつける。
0:27:02	原電の新津です。こちらはお風呂に壁がある。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:06	ようなイメージで、オカベから、
0:27:09	サポートをとって、
0:27:11	江藤町、
0:27:13	手前顔とか、
0:27:15	右下を監視するようなイメージ。
0:27:21	なるほど。正答リストを書きました。
0:27:27	あと、
0:27:29	藤。
0:27:32	開口部のところの関係が、
0:27:36	フローの方ではこの前の方について、フローの方でどういうふうに読めるかっていうことなんですけど、
0:27:50	黒須宗。
0:27:52	だから、8メートル未満のところは煙の、
0:27:58	今私は当時、通しページの34ページでございますが、
0:28:04	煙感知、C、
0:28:06	ここは一番吸った判定。
0:28:11	を、
0:28:15	まだ柄沢層、
0:28:18	対効果のあるところっていうのは、
0:28:20	転倒は高いんだけど、大空間ではないと、そういう場所よろしいですか。
0:28:28	現在のニイズですか。そうですね大空間となる場所ではありません。
0:28:33	はい、わかりました。煙はアシダに行って、
0:28:39	別の方は、
0:28:41	8メートル以上のエリアのところの、
0:28:47	通しの34ページのひし形のところで、
0:28:51	右、
0:28:53	8メートル未満のものをそのまましっかり。
0:28:56	ではナツメという方は、熱が駄目で、煙の方に行って、
0:29:04	というところでは、
0:29:09	いうふうに理解をしたんですけど、じゃあちよつとあれですかね、一応今のフローのままでせよメール範囲ですよというそういう、
0:29:17	ところでよろしいですか。
0:29:19	現存です。衛藤イトウさんがおっしゃられる通り、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:24	のところで、赤い枠で囲っているところですね、こちらで、8メートル以上は、
0:29:29	うんちがわかりまして、
0:29:32	赤穂が選ばれていくというふうで今のフローで読めると考えて、
0:29:39	はい。計画等正当です。
0:29:42	わかりました。
0:29:46	あ、そうだとする。
0:29:51	そうですね。パワポ増いうと、38、当初予算になって
0:29:59	供給の中で、
0:30:02	②の何か、
0:30:05	回答火災区域区画のところに、
0:30:09	書き加えてもらう。
0:30:11	ずっとわかりやすいかなと思うんですよね効果のあるところで、藤元という、
0:30:18	理想っていう、そういうところはここに入ると。
0:30:23	いう、触ってもいい。
0:30:25	思いますけど、いかがでしょうか。
0:30:29	やったな。
0:30:31	営業店。
0:30:33	そうですね②の該当の栗城加来のところに、
0:30:38	該当する。
0:30:44	はい、瀬戸井藤です。わかりました。
0:30:47	藤。
0:30:49	葛西須川よろしいですか。
0:30:57	火災対策室もされてるんですけど、何、40、
0:31:02	通しの46ページの、
0:31:06	Dの方で、
0:31:08	ちょっと技術的な確認をさせてください。先ほどイメージ図という説明があったんで、
0:31:14	まず煙感知器の位置については左側が中古車はまだそれは理解したんですけども、例えば左側の①の図なんですけれども、
0:31:27	このパンチキー例えば左上にある、
0:31:32	報道喚起というのは、
0:31:35	階段と、その下の踊り場まで見ていると。
0:31:39	そのあと、右側に向いて階段があるところがある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:44	これはどこの行動感知器で見てるんですか。
0:31:57	使用分。
0:31:59	それでミヤマ、
0:32:01	そうですね。
0:32:04	現在、
0:32:07	左から下にpublic大井ていくような、
0:32:10	面のところについては、左にある、この勝木のところから、監視することで、請求しております。市は、
0:32:26	そしたら、さらに、
0:32:29	もう、この階段はグレーチングなんですか。
0:32:33	まずそこのグレーチングとグレーチングでない場合、両方あると思うんですけども、
0:32:41	まず、グレーチングなんか、グレーチングでないのかと言われた場合、どっちなんですか。
0:32:52	玄広木でございます。
0:32:56	グレーチングでない鉄板の構造、
0:33:02	構造階段部鉄板構造で、踏み台のところは、グレーチング
0:33:08	だと認識してます。
0:33:10	ポイントなんですね。はい。グレーチングじゃない例を。はい。
0:33:14	江藤踏み台。
0:33:17	2週間、
0:33:18	中間階が中間階はって、
0:33:23	そうです。
0:33:24	プレス婆さん使って、規制庁にして、
0:33:29	火災対策、なぜそれを確認するわけやろかと聞いたところで、それは資格を見てるんです。そのイメージの中で、どういう資格の見方をしてるんだらうっていうのは、
0:33:42	3っていうのがございますので、左上の一番簡単なのは左上のこのオノ感知器で、
0:33:52	ここにある程度確度がついてるんで、上から踊り場、中間の踊り場のところまで見てるってのはわかるんです。
0:34:03	そっから先その下のフロア、今度下がってくる、シハグ下の部分でタカオプロジェクト。
0:34:12	そこの部分で、ところ、このイメージ図でやったと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:17	踏み台が結構死角になる死角になってるんじゃないかっていうふうに見えるんですよ。そうすると、右上にフォロー待ちついてないと。
0:34:27	わかんない。いや、これはもっと、何ですかね、下の方ほう見るような形でっていうふうになると今度は上の方が、
0:34:36	抜けるはずなんで、角度的にですね、そうすると、
0:34:43	少なくともこの①番、②番、もう
0:34:49	あまりにはいいのか、②番、①番の方は少なくとも二つ見てないと。
0:34:54	四角が絶対できるんじゃないかと、グレーチングでひょっとして抜けるようなことを考えて説明されてるのかなと思ってですね、グレーチングなんですか、鉄板なんですか。
0:35:04	たんですけども、やっぱりいろいろなパターンがもしあるんだとすると、このイメージ図だと、四角ができてるように見えるんで、そのこの部分。
0:35:14	設計は大丈夫なのかもしれないんですけども、ちゃんとそこ説明できるようにしておいていただきたいんですけども、そこ。
0:35:24	いやいや、はい。今の資格がないようにという観点で、このように個別に知らないとですね、そして進めさせていただきたいと思います。
0:35:36	具体的には、現場を見まして、現時点における放管地区において、斜面の階段ですけども、踏み台が斜めにナカマ斜めになってます、上からウツミが見えるですと、その範囲をこの形で検出できるということで、
0:35:54	こういったところに、もう大丈夫ですけども、そういったところにつけることで、なおかつ上の開口部につきましても、ちょっとこの面ですと、なかなかこう上ていないようには感じられるんですけども、
0:36:08	具体的には上の開口部の階段名と、それから下の階段です 772 年を見れるところに設置する、そういった
0:36:19	この感知器であるというところで、
0:36:22	今考えているのはこの辺になってございます。どうぞ、断面コウためには、その方向と、あとはちょっとわかり上がった場合の方法と二つあって、
0:36:38	多分その方向にはこう書いてないからわからないかもしれないし、ただこの場面だけで見るとすれば、イメージとしては、資格がないように、
0:36:47	やっぱり説明をしていただきたいなっていうところが、土肥。
0:36:51	2点あって、まずその確認をさせていただいています。同じような話として、丸井川の方の話は、
0:36:59	今、先ほど議長から確認させていただいた壁のところ、この換地突きつけてfailを確認っていうところありますよってそんなところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:11	ちょうど踊り場になってる。
0:37:15	ところがと、そのすぐ上のところ、
0:37:18	がやっぱり資格になっているように見えるんですよこれ。
0:37:24	そこ、あわせて確認をいただきたいというふうに思ってたんですけども、そこはまず考え方として、オリタ、剣持高良とか、
0:37:39	跳び箱。
0:37:45	現在ございますか。はい。イマダイトウ申し上げますと、基本的には一番、②の図面の一番上ですね、これ
0:37:55	上の天井からの床面が厚い。
0:38:00	というところがありまして、
0:38:03	右側の
0:38:05	この間に付箋床面というところからヒトミてると。
0:38:10	天井かい排水ところ見えなくなってしまうところを、この二つつけて、監視するように管理するように、今設計をしています。
0:38:20	というところで、FNおかしいというこの漢字の横のところは、①の感知機と同じような考え方で、設置をしている。
0:38:31	というような、これは現場を確認した上で、機能ですねその機能を要は十分発揮できるところに設置するというところで、ポイントはですね、設置ポイントは現場ができると。
0:38:44	そういったものを丁寧にこの中に記載するのかなというように考えております。
0:38:49	火災対策室まだ誤解がないように、まずして欲しいというのが、イメージ図であるからこそ覚えがない。
0:38:57	うん。あともう一つ、再度確認なんですけど、さっき1から確認させていただいた通り左側にも家、煙感知器、
0:39:10	があるということで、理解は、
0:39:13	してますけども、この煙感知器の役割として、開口部に煙が一出るまでの間にきちっと、
0:39:24	キャッチできる時ですけど、ことでよろしいですよ。
0:39:36	そうそう。
0:39:37	何ページ。
0:39:47	すいません。100、当社 111 ページをご覧になっていただきますと、
0:39:57	左左下稼働ですね。
0:40:02	すいませんアノアノ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:04	ちょっと魅力あるけど、左カドノですね左下カドノ、15 というところが階段の吹き抜けのところになっておりまして、オカベ目に、
0:40:15	ちょっと水の方もございまして、外国の近くに煙がありまして、やはりのところに熱がいる。
0:40:22	そういうような、
0:40:24	配置ですね。
0:40:25	設計を今考えて、
0:40:27	それからこういったように今の配置数の中でですね、現場を確認した上で、適正な配置位置というところを今、調整をしていったと思います。
0:40:43	熱どこ。
0:40:44	15 番。
0:40:47	先ほどちょっと熱があっても駄目だ、申し訳ないんですけど萩野ところほぼ係数がですね、10 万床の
0:40:58	キムラ。
0:40:59	ウエダ。
0:41:00	こちらには、周辺のちょっと中 304060 何も熱がないところになります。すいません。ここは天井が高い。失礼しました。
0:41:10	はい。火災対策室のスタッフで、私が確認したい。これ、15 番、今書いてあるところが、これは吹き抜けになってるところですね。
0:41:20	はい。で、下の方、相対的に下の方の 15%ダテ海田ところん被害者のところには煙がついて、この辺の煙だけ拾えますよ。で、
0:41:33	15 番で丸ついでる。
0:41:36	上の近辺の、
0:41:38	方については、多分 13 番とか 16 番について、
0:41:43	煙で多分拾うことになると思うんですけども、この 13 番とか 16 番、
0:41:48	ところでよりも穴に近いところ、
0:41:53	は、
0:41:55	15 アノこヒライあ。
0:41:57	要は煙で上に流れるってことを考えた場合、
0:42:01	もう少し近くに煙感知器必要なんじゃないすかねっていうことは、
0:42:07	相手に言えば、具体的な、そういうものであれば、このイメージに沿って話をすれば、
0:42:15	聞こえるそういうふうに聞こえる。
0:42:18	もう、
0:42:19	その辺大丈夫なんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:25	経費でございます。
0:42:28	はいいましょう。おっしゃってるのは、⑮の上、上にも要員が必要なんではないかというご質問かなと思います。そうですね、煙の週。
0:42:40	携帯アマノソヤアノシ、開口部になってる周囲に煙がないと、そこにその煙、開口部に流れたわけ。
0:42:50	最後一番上で引っかけるとはしょうけれども、その前に、
0:42:54	引っかけの努力をし、しとく必要があるんじゃないですかねっていうか、現場的な話として確認をしてるだけなんですよ。
0:43:04	イデヒロキでございます。現時点におきましてはやはりのなかーの設置というところで配置設計をしているというのが現状でございます。
0:43:14	おっしゃる通り各ここで15番のところではバッティング開口部があると、いうところにおきましてはこの下の会議で、どういった葛西元というか、lengthと。
0:43:25	そういったものを、そういったものがあるのかなという、そういったものを踏まえながら、
0:43:31	現場の方で一番設置、要するに件名が上がっていきやすいような、そういった上を含めて、当該箇所税、
0:43:41	に設置することで、10分検知できるんじゃないかというような判断に、現地での一つということになってますけども、そのように作って、
0:43:52	火災対策室の齊藤です。要は何をここで確認しているかという、開口部っていうのは米津とか剣持とかは、基本的には開口部照井逃げると。
0:44:03	いうことを考えた場合、まず、西部ニワ金野でとりあえずまずその場の部分については確認してそれ以外のところについてはベップで確認しようとしているということは、ベッショイセの煙については、
0:44:15	要はなおあなた開口部があることを前提にした。
0:44:19	当然設計になってるんですよ。CEO確認をイメージ図とこの現場の図面でもって、
0:44:24	確認をしているというだけなので、
0:44:26	その部分が不十分であるのであれば、
0:44:30	ARM
0:44:32	ふやすような、
0:44:34	現場設計としてはふやすような対応になるんじゃないですかねという確認をしていくということでもよろしいですよ。
0:44:40	でございます。はい。そういった
0:44:44	考え方で十分。はい。大丈夫。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:47	火災対策室であと最後、もう一度念のために 34 ページと 35 ページのフローのところですけども、
0:44:57	さっき赤井委員、ダイヤモンドのところで、とりあえず読めるっていう話なんだけど、最後はその辺りと、こう、
0:45:04	なんですね特に三代委員。
0:45:07	感知器の考え方についてなんですけども、
0:45:13	元の 2 です。そうですね、2 種類目のところについてはこの赤井田谷のところで、
0:45:19	種別を選定して、
0:45:25	は、これって、火災区画全体の中で、そういうふうになってるっていう整理じゃなくてその場所場所で判断するっていうそういう話なんで、
0:45:41	いや、要は選択の話として原則の話としていただいて、ここは改革。
0:45:48	全体として、そう、1 種類 2 種類目をこういう形で選択していったるっていうようなイメージで聞いてたんですけど。要はこの部分っていうのは、開口部があるところに限っては、
0:46:01	特別な対応をしますというふうに、
0:46:05	というふうに理解をしてるつもりなんですけれども、
0:46:09	そうであれば、開口部のところがあるところについては、種類目については、
0:46:15	特別な対応をしますっていう、この赤いところで読めるっていうんであれば赤いところで読めるように、ちゃんと書いといてくださいねっていうだけの話。
0:46:25	いや、要はここって選択の部分でどのように原則として選択していったるか。
0:46:31	ということがわかるような話で要はここプラント特有の話なんで、ちゃんとプラント特有の話としてそこ見てますよ、網羅してます。
0:46:39	いうことを明らかにしといていただきたいということ。
0:46:42	もう、
0:46:47	全体これ全然見てるから、
0:46:49	全然サクマか。
0:46:51	1、
0:46:55	むしろ、これはこれから取り組みをつけまして、
0:47:05	間違い。
0:47:07	以前の三つです。衛藤イマダいや赤井。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:11	線で書いているダイヤのところ、区域区画の中でもそういう改革があるところについては、また、
0:47:19	なんでしょう。
0:47:21	特殊特殊というか、別の設計をする。
0:47:24	ということがわかるような集計をする形で、
0:47:27	確認したかったのは、要はこういう開口部があるようなところだけ特別、原則として設定しまして話を、このダイヤモンドで入れるとか、別にダイヤモンドオカなきやいけないのかっていう確認をしたかったってそういう話だけど、
0:47:44	現在の部分でございますが、今ほどのご指摘につきましては、この今現状圧搾3番でございますけどもここに*4番というのを設定して、
0:47:54	場所にですね、開口部があるところを含みますっていう趣旨の注釈を追記させていただければと思います。
0:48:06	火災対策室の齋藤です。まず、そこで資料の充実等を図って、説明できるようにしていただければと思います。それを含めて、
0:48:17	あとは先ほどの話と一緒にすけれども、基本設計方針等がそこから先の附属の文書なのか、補足説明資料の、そこら辺もわかり、
0:48:28	案にさせていただければと思います。いや、結局、
0:48:32	さっきの文章を読んでも、
0:48:35	その他付け方の例外のところについて、結構前の方に上位の文章に書いてあったりするところもあったりする。それも含めて整理していただければと。
0:48:46	よろしいですか。
0:48:47	議事の日程、承知いたしました。
0:48:51	浅井さん、私からこの部分については、
0:48:57	エザワニシウチですけど、
0:49:02	開口部のところろうに関して少し、私から確認ありますけどあれ朝一何かありますか。
0:49:10	大丈夫ですか。
0:49:27	あれだよ。iPhoneのところは、消防拘束コウソク通りっていう理解でよかった。
0:49:45	これはちょっとすいませんコイケ発言してください。はい。
0:49:50	大井のときみたいな話をつけさせる感じなんだろうけど、
0:49:59	46ページの、
0:50:00	フローでサイトウ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:05	はじめにののところについては、
0:50:14	基本、監視指導官鎮目短期でフロア全体を考案して、開口部のあるところについてはその部分についてだけ、この管式で
0:50:29	20、いう理解になっていると思います。それに対して、8メートル以上按分については、煙感知器等の
0:50:41	の二つ目、3項目が流れになって、
0:50:50	先ほど、
0:50:53	35 ページ。
0:50:55	このフローのところ、
0:50:57	赤くなってるヒラタのところ、
0:51:01	ここの部分で、その設置スルー、天井高が 8 メートル未満と 8 メートル以上で、その感知するカワサキ
0:51:12	なんです、衛藤、それをもって、その一つの枠で判断をするというふうにしてよろしいでしょうか。
0:51:46	記載の仕方が、
0:51:48	結果して、
0:52:10	うん。
0:52:10	うん。
0:52:15	現在の今のフローであると、初めて集めてる日以下のところで 2 種類を選ぶという説明に対してもあって、
0:52:25	図である部分は、3 種類選んでしまっているというところで
0:52:28	あと、
0:52:30	フローとして、整備するような形で、注釈アノ先ほど※4 というのを記載することと、
0:52:36	差し上げた検討を合わせてちょっと注釈の方でできて、スミエ等不要が回るように、
0:52:49	報告した。
0:52:53	規制庁西内ですけどちょっと今までこちら側から確認する内容も含めてちょっと確認をさせていただきたいんですけど。
0:53:03	今の 46 ページ目の、この階段室っていうのはこれ火災区画としては、
0:53:10	障防法の感知区画とかではなくてですね火災区画の今日、笠井核としては、
0:53:17	これはどこで区切れてるんですけどつけなくてこれ全体が火災区画なんですってここに載ってる、設置で設置で二つ、2 と二つありますけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:27	これはフロアごとに分かれてるとか分かれてないとかこの区画はないんです。要は 45 ページはこれ区画ごとに分かれフロアごとに分かれてますよね。
0:53:35	46 ページの方はこれはフロアごとに分かれてるんです。
0:53:40	下旬ですとフロアごとに分かれていおります。
0:53:44	規制庁西内ですけど 46 ページ目もフロアごとに分かれてるんだしたら、これ実際に例えばさっき田部の方から確認したと思うんですけど三種類になってるんじゃないのって話。
0:53:56	区画として 3 種類になってるのは、該当してるって理解でいいんです。
0:54:03	区画としては 2 種類単位になっている、それとも区画としての三種類になっているって理解なんです。
0:54:10	要は、
0:54:17	穂積。
0:54:21	要はもう単純に火災区画の一つの火災区画に、3 種類の感知器が選定されているって理解をすればいいのか、これ例なんでちょっとよくわかりづらいんですけど、いや、
0:54:32	0 なんでこれカクウを例えば分割したら、2 種類ごとの組み合わせになってますって説明なのかどっちですか確認をしたいだけです。
0:54:41	ちょっとそこはよくわかってないので、
0:54:44	仮に、例えば火災区画ごとに見て、火災区画ごとに 2 種類っていう登録の仕方になってるんだしたら、別に今のプロのままで特に修正する必要はないですし、
0:54:54	それが 3 社になってるんだしたらそれはそういった状況もあるよっていうのが読めるになってないというわからないですよ。要はあれはニシウラで背負っちゃうフローになっているのでっていうそういう理解、そこを確認したかったっていうところです。
0:55:07	話し合うのにあたってあれで全部ヨコヤマレ、
0:55:15	あくまで、ここで 0 っていう形なのでちょっとその例が、実態がよく実際の火災区画に当てはめたときにどうなってるのかわかりにくいので、多分、
0:55:24	何て言うんですかねその感知器設計っていうのを説明する観点においては多分そのわかりやすいんですけど、実際に当てはめたときにどういう組み合わせなってるのかっていうのがわかるように、
0:55:33	してもらえばいいのかなと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:35	場合によってはそのようは、
0:55:37	開口部がある場合っていうのは、開口部がある区画の下側とあと上側 っていうところで、多分ある程度合わせて換地設計をしてるっていうのは これは消防法の中でもやっているっていうことだと思うので、
0:55:50	そういった場合に開口部の話も含めて、フローの中でどうだって話があ るんであればそれでもそれでけそれその結果として参照になるんだ。
0:55:59	要は、ニシズミの熱のときに、ここは開口部があるから場所によっては この組み合わせで設置するとかですね。
0:56:06	ていうような話で別の分岐になるのかどうかっていうところも含めてです けど、分岐じゃなくても注釈とかでもいいと思いますけど、
0:56:13	そこら辺も含めて、まず実態として火災区画内で区域、区画化されてな い区域においては、2種類なのか三種の組み合わせになってるのかっ ていうのをしっかり把握いただいて、その上で、
0:56:24	33週になってるんであればそれは多分開口部っていうところが、に起因 するような設計っていうことだと思うのでそれがわかるように、復帰を分 けると複雑になるので注釈かどうかだと思いますけど。
0:56:35	わかるようにちょっと明確化しておいていただければという趣旨かなと 思います、その理解でまずよろしいですかね日本原燃側。
0:56:43	現状です。
0:56:46	はい、規制庁西内ですその上ですね、ちょっと念のため明確に取っ ておきたいところなんですけど、今回この開口部があるときに、
0:56:57	開口部でグレーチングがあるときに、
0:57:03	これは45ページでちょっと確認した方がちょっと明確なんですけど、
0:57:12	結局この45ページ目の、熱交言っているところの一番下の区画、
0:57:21	は、
0:57:25	ちょっとごめんなさいあの、ちょっとすいません感知器の判例をちょっと どうせしましたけど、一番下の区画においては、感知器と、あとは、一番 上の火災区画に置いている煙の2種類が選択されているっていうそう いう理解でよかったんですけど。
0:57:48	目出の三つです。衛藤A断面のRB-1の開口部がある。
0:57:54	うん。
0:57:55	で、そこんところは、
0:57:58	毛管。
0:57:59	衛藤のユリです。上というのがある、1-1のところの煙感知器。
0:58:06	のフタミ種類。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:07	5000 でした。
0:58:10	規制庁西内です。そうすると、火災区画としてっていうふうに考えると、このグループ開口部がない部分、内包の要するに天井面のある方。
0:58:22	左側ですかね図面でいうと、本については、これは煙と熱の組み合わせになってるってことなんですかね。
0:58:29	下の 2、
0:58:33	はい。規制庁西内ですそうするとやっぱりこれ火災区画としては 3 種類の組み合わせになってるわけです。
0:58:40	火災区画全体として見たときに、
0:58:43	っていう理解でまずいいんですよ。
0:58:47	見れば、
0:58:48	そうですね。
0:58:49	生命という核としては、そういう理解
0:58:53	はい。規制庁西内です。であれば多分さっき確認した話の多分、
0:58:58	全車交渉忘れましたが、三種類の方なんでしょうね。そうすると、フロア上の中で、例えばですけど、その一生懸命煙はこれはゴコウことなく、アノか一緒なわけですよ。
0:59:11	鎮目煙ってというのは、
0:59:13	そんな時に 1 種類目煙の中
0:59:16	毎回一緒に煙ってのは変わらないと。で、2 周目が高熱になるか本物になるかの違いっていうふうに理解をしたんですけど、それはまさに開口部がある場所については炎で頑張るし、
0:59:27	開口部がなくてその天井面があって、要は障防法で求めている熱の感知性能ってというのが期待できる部分に関してはソヤ熱でやりますと、熱の方がアナログとかもあって優位性はあるのは別の意味で言う必要があるので、
0:59:39	熱で頑張りますってということなのであれば多分そのまさに開口部がある部分について、障防法の中で考えて組み合わせてるよってということだと思うので、
0:59:50	それがわかるようにフローに明確にしておいていただければ共通認識になるのかなとは思んですけどそういった理解で合ってますかね。
0:59:56	何か認識にそごありますか。
1:00:01	イデの日程、やっぱ、
1:00:05	はい。はい。規制庁西内です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:07	そういう意味ではこのグレーチングがあるところについては、これこの真ん中の区画で話をしますけど 30
1:00:19	45 ページのすみません、45 ページの三つ、縦に並んでる区画の真ん中の区画で話をしますけど、真ん中の区画においてはこのグレーチングがある部分を床面とみなしてこの感知器を置くっていう設計になってるわけですよ。
1:00:33	で、
1:00:34	それで委員それが消防法施行規則の中なんだっていうふうに
1:00:40	認識されてこういう設計をしているっていう理解でいいんだ消防法に基づく設計なんだっていう理解をされてるって理解でいいですよ。
1:00:49	元へと消防法に基づく設計であると。
1:00:53	はい。規制庁西内ですそれは工事基準書とかではなくて、もうそこでまたレベル感が違って消防法に基づくせ、純粹に消防法に基づく設計だと考えているって理解でいいですよ。
1:01:04	現場の理解。
1:01:07	はい。規制庁西内です。わかりました先行の多分審査資料とかも多分ご確認いただいているのかなと思いますけども、施行前の位置付けとしてはそうしてたと私も記憶していて、
1:01:20	ちょっと先行の審査実績確認されてるんだったら同じような趣旨で、こういった置き方っていうものは消防法の施行規則に基づく置き方として考えてますよっていう旨をどこかで明確に審査資料上位置付けておいて欲しいいただきたいんですけど。
1:01:35	補足説明資料上、現在、一応、今、ご確認いただいている 45 ページのところの一つ目の矢羽根のところ、
1:01:46	上下階が、
1:01:49	接続している区画でグレーチング床が設置されている区画と、壁がない階段の区画、これらの火災区画については消防法施行規則 23 条 4 項に基づいて、
1:02:00	他の施設の設計を行いますというのは、記載しており、
1:02:06	規制庁西内です。今岡。
1:02:11	以下、
1:02:15	えっとですね、もうもちょっと明確にしておいて欲しいというところで要はさっき私確認したような、開口部があるところについては 1 種類目が煙、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:27	煙っていうのは、その火災区画にある煙ものではなくて、その開口部で繋がっている、上 20 メーター未満の最上部ですよ。
1:02:38	の部分の煙と、あとは、2 点目として方の、
1:02:42	熱には期待しないそれは 8 メートルを超えているか一番最上部か、ほぼ 2 の組み合わせになる。
1:02:48	で、開口部がないところに関してはこれは通常通り煙と熱の組み合わせになるっていうその 2 パターンに分かれてるわけですよ。その 2 パターンがそれぞれが、消防法に基づく、設置方法なんですってっていうそういうパターンがわかるようにちょっと記載をしておいていただきたいというところでした。
1:03:03	これ多分ほとんどご確認いただいていると思いますけど先行の審査実績とかでまた同じような、要は、パターン化されてるような補足説明資料あったと思うので、
1:03:13	そういったものを参考にしながら記載を明確にしておいていただければというところの趣旨です。
1:03:19	ディー・エヌ・エーの日程、承知いたしました。
1:03:21	はい。規制庁西内ですよろしくお願ひします。その上で、ちょっと後でといった煙の話の大前提なんですけど、煙については、最上部が前 20 メーター未満。
1:03:34	だから、消防法施行規則通りなわけですよ。そういう意味でいうと、
1:03:38	46 ページ目とか、
1:03:41	の、
1:03:42	こういったような開口部があるときに一番上の煙に期待しましょうとかいろいろあるじゃないですか、こういったところもう一応 20 メーター未満には入っているって理解でいいんですけど。
1:04:00	はい。ここ、この
1:04:03	46 ページ目はあれこれは、煙じゃなくて熱とフォローの組合、これはどういう組合なってるんですけど。
1:04:16	と限定の。
1:04:17	46 ページの開口部につきましては衛藤君との組み合わせ、
1:04:27	東亜規制庁西内ですけど、ちょっと私が理解できてないのがですね、
1:04:32	この煙法の組み合わせにする時の煙っていうのは最上部はいわゆる開口部がないような、要はたいわゆる筒状の天井面、
1:04:42	みたいなそういう適用の仕方ではないんですけどこれは別の考え方なんです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:03	そうですね、これ。
1:05:10	そうですね。
1:05:25	しません。
1:05:28	営業部でございます。では西井さんがおっしゃってるところは、例えば右側の図でいきますと、下の1階日上が二階とします。一番上の階高アベ3階という設定させてください。
1:05:41	その場合、1階面で、火災が起きたものが、2階面の天井部にある煙で、
1:05:51	感知を、
1:05:53	するのか。
1:05:55	2階面の階段部というか、フロアで、火災が起きたもので煙が上がっていったものを三階の天井の、
1:06:03	煙で検知するのかというそういうようなお話でしたでしょうか。
1:06:11	勤務医の、すいません県民の
1:06:15	説明位置関係というかそのレベル関係がちょっと、今ちょっとすいません、1回か、できませんでした。
1:06:21	規制庁日誌内ですけど、
1:06:28	1回45ページの方に戻っていただいてですよ。
1:06:33	45ページに戻っていただいて、一番下の区画で発生した火災っていうのは、
1:06:39	開口部がズーッと繋がって二つ三つってなってますけど、一番その三つ目の最上部の火災区画の煙に対する設計、
1:06:49	でいいんですよ、開口部がある部分に関しては、
1:07:05	現在の衛藤開口部のところにつきましては下のところ、この3首藤 R1、1のところの煙感知器の組み合わせ。はい。
1:07:17	規制庁に周知です、一番上からが要は期待できるのは一番上が20メートル未満、障防法、設置条件の20メートル未満で、いわゆるHatchと書いてますけどこれいわゆる通常の天井面として考えてるわけですね開口部じゃないので、
1:07:33	だから、ここにも煙に期待するんだっていうのが1点目だと思っていて、そうすると、46ページはそれと同じ状況ではないわけですよ。
1:07:43	ていうので、これをどういう考えで置こうと思っているのかっていうのを明確にしておきたかったんですけど。そんときに、違う考えなのかなって最初はちょっと思ったんですよ。その時にですね、これも多分過去の審査実績ご確認をいただければと思いますけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:59	これは九州ですかね。
1:08:01	九州とかだと、確か階段室における、
1:08:09	熱感知器とかの設計とかについては確か書いてあったりするんですよ。これは機器工事基準書側での話だったと思うんですけど、
1:08:30	逆に言うとそういうそういったそっち側の方の話をしたいのか。
1:08:40	どうなのかっていうところですかね。
1:08:53	で、
1:08:53	逆に今度、階段室における煙感知器は多分 15メートルにつき 1 個以上とあっていう所、これは 23 条 4 項に基づく設計があったと思うんですけど、
1:09:04	逆にその話をしたいのかどうかとか、そういう確認をしたいってところですね。
1:09:12	要は、ちょっとごめんねアノモンマウメキ改めてですけど、45 ページ目の方は、さっき言った条件があるから、だから、消防法施行規則の中なんだって話だと理解をしてるんですけど。
1:09:25	46 ページの方についてはまず煙 1 点目の煙、
1:09:29	に関しては、
1:09:31	いわゆるその 15メートルにつき、階段室に関して 15メートルに沖湖ってようなそういった考え方があるので、それは障防法通り置いとますその考え方を適用してと。
1:09:41	2 種類目の熱ところに関しては、一番下の 8 メーター未満はこれちょっとネット本をどっちに期待するのかって明確にして欲しいんですけど、オノであれば、45 ページ目の、
1:09:53	熱交がある一番下と同じ考え方同じですよ、開口部があるから炎です。
1:09:58	ない場所は熱ですってところは考え方一緒ですよ。この設置で 2 の、8 メーター以上の部分。
1:10:05	ここに関しては、多分 45 ページ目からちょっと値外れてくるわけですよ。
1:10:10	8 メーターを超えちゃってるので、
1:10:11	開口部もあるかな。
1:10:13	だから、ちょっとこの部分がよくわからなくて、九州のの方の審査実績とかだと、こういったところについては工事基準書、これは工事基準所側の話ですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:24	その煙を 15 メーターにつき 5 以上設置するっていう、その 23 条、消防法の考え方を参考として、垂直距離 8 メーターにつき 1 個っていうような考え方を、麴菌書の中に入れて書いてあって、そういったものを参考に設計をしたりするので、そんな話をしたいのかなともちよっと思ったところもあって、
1:10:41	確認をしたかったっていう趣旨ですね。
1:10:46	というところをちよっと少し明確にしていただければいいのかなと思います。仮にある工事基準書の話なのであれば多分基本設計方針の方もちよっと、
1:10:54	基本設計方針上多分工事基準書のさっき二つ今書いてると思うんですが多分増えるのかなって気もちよっとしますし、まずそこら辺を含めてちよっと明確に確認をしていたさせていただければという趣旨でございます。
1:11:04	というところで、
1:11:07	ちよっとお願いをした方が確認をさせていただきたかったのは、この開口部あるパターンについて何か、どういうパターンをどういう条件であれば消防法施行規則の中の話で、
1:11:18	逆にそれから外れる場合に例えば工事基準書に頼るのか、もしくは、あれですよその保安水準で他の設計、例えば屋外とか、ああいったところで
1:11:30	そういったところと同じように、何か漏れなく管理するとか、
1:11:34	網羅的に監査とかそういうセキを入れるのか。
1:11:37	という話になってくるので、要は、
1:11:39	介護があるときに何を、
1:11:41	何か、消防法施行規則通りの考えカセ設置の仕方だと考えていてっていうところを明確にしてもらえればいい。
1:11:48	という趣旨の確認です。
1:12:02	アノ。
1:12:08	飛び出のニイズへとそうですねと先ほどおっしゃられた。
1:12:11	江藤考え方ですねとパターン分けて、市の方で、
1:12:17	カテゴリー分けし
1:12:18	わかり、
1:12:20	充実をしたい。
1:12:24	特に今考えているので、先ほどおっしゃられていたような工事基準書みたいのを使用する設計では考えて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:33	規制庁ニシウチですけど、
1:12:36	そうしたときに、いや、できればオク工事基準書を採用しようとしてるの かなってちょっと僕これ見たときに思ったんですけど、そうではないので あれば例えばこの設置 2 の方の、
1:12:46	まさに
1:12:48	8 メーター以上でしてるこのフロアですよ。
1:12:53	こいつをどういうふうにする障防法の中に入れてようとしてるのかっていう のが、
1:12:58	結局さっきお伝えしたように、
1:13:01	例えば 45 ページ目の、
1:13:05	熱交があるこの 3 年エミ 3 年の火災区画の、
1:13:09	1 種類、開口部があるところの 1 点目を煙に期待できる。
1:13:13	要は煙置けば、一番上の最上部に煙を置く、置けば消防法施行規則通り だっけ言う条件には、一番上が天井面になっている。
1:13:22	ということなのかなあと思ったんですよ。
1:13:27	ていうのが前提にあるから、だから消防法施行規則通りだっけいえるの かなって思ったんですけどそうすると、46 ページ目はその天井面が表現さ れてないので、
1:13:36	何をもって言おうとしてるかがちょっとよくわからなくて、工事基準しよ かなと思ったんですけど、そうでは、この上に実は天井面があってそこ に期待しているっていうような説明があるんですかね。
1:13:48	えっと設計で考えているのは先ほどおっしゃられていた階段になります ので、煙が 15 メートルっていう考え方に加えて、8 メートル以上のこの 間月の 1 度目をつけてるので、
1:14:02	金利とホーム、
1:14:07	そっかそっか。規制庁に周知です。だからあれか。そっかそっかだから 1 種類目が煙は 15 メーターにつき 1 個以上って消防法施行規則の考 え方に基づいて天井面があるかないかとかじゃなくてってことですか。
1:14:23	なるほど。
1:14:26	だからその 15 メーターに 1 個の 15 メーター部分に天井面があるかどう かは別に消防工場が何か、その考え方を置いてないのでってことでは すよね。わかりました。二重目については熱じゃなくてコウノにある開口 部のところは、だから、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:40	ここにちらっと例えば設置 02 の一番下にねIIが置いてあったりとか、設置で 1 については両方に熱が置いてありますけどこれは開口部対応じゃないってということで開口部がないところは熱でやってますよってそういうことを言いたいだけってことですか。
1:14:52	出野。
1:14:54	関野。
1:14:55	概要のコマツがちょっと、あまりよろしくなかった。イメージとしてはぎがあって、その横の、
1:15:02	4メートル、8メートル未満の各感知区域に対して、煙と熱でやる場合に、
1:15:08	うん、きました。
1:15:11	あ、規制庁西内です。わかりました。
1:15:14	わかりましたであれば工事基準書とかの話ではなくてっていうそういうことですね。そういう意味ではちょっと先ほど確認させていただいたような、結局その火災区画の 1 種類目として何を期待している。
1:15:26	どこにおいて何を記載している、これがなぜ消防法施行規則通りなのかっていう話をしっかりしていただく。
1:15:32	1 年目についてはこうです、それは何でっていうのを、
1:15:37	今ちょっとここでやりとりさせていただいた内容を明文化していただく。それが最後は確立後イトウの方からも確認をしましたけど、ちゃんとフローと成功してるよねってところが、明確にさせていただく。
1:15:48	ていうそういうことかなと理解しましたが、認識はそうないですかね。
1:15:54	現実です。
1:15:56	ステータに
1:15:58	わかりましたじゃ、最後に私が 1 個だけですけど、なので今のこの、この開口部とかあるところの話については、
1:16:09	同じ資料の 70、通しの 70。
1:16:16	5 ページ目ですかね。
1:16:22	基本設計方針の話が書いてありますけども、これの
1:16:26	中列の一段落名、
1:16:30	これに基づく設計だっという理解でいいですよ。
1:16:34	要は消防法施行規則通りですって開口部がある場所についても、
1:16:40	減免の日程、
1:16:42	開口部がある場所に、
1:16:44	消防法施行規則 23 条 4 項に従った設計になると考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:50	規制庁西内です明確に認識クリアになりましたので状況を確認させていただいたような服も含めて、ちょっとその開口部がある部分についてはちょっと具体的に設計内容というものをちょっと記載を充実いただければと思います。
1:17:03	その上で
1:17:07	フローと整合してるかどうか確認というのを最後に、充実をいただければと思いますよろしくお願いします。
1:17:15	平木。はい。
1:17:17	火災対策室の齊藤です。今のミュキちいと確認の話でちょっと1点だ形追加で確認しておきたいんですけども具体的に
1:17:28	23、世古消防法施行規則 23 条 4 項の、
1:17:33	7 号でっていうのが、7 号へっていうのは、要は回ダーン高さ 15 メートルにつき、
1:17:41	1 個っていうふうになっているところですけども、
1:17:45	すでにそれを適用している。
1:17:48	他のか開口部があるだけにかかわらず、ハヤシとかで、それを適用してる火災区画っていうのはあるってことでよかったんですか。
1:17:57	いや、一応その野瀬整備の中で、要は最後、私もニシウチないことを言いたいだけの話なんですけれども、要は、23 店舗の
1:18:09	通しの 75 ページのところ、
1:18:12	一番右側に基準要求との関係性自体のところのところ、23 条 4 項、23 条 4 項等、
1:18:22	何か言ってるわけですけども、
1:18:26	要はそこら辺の話の中で、要は一般にはそこじゃないところを結構使って設計してるはずなんですけれども、
1:18:34	要はこの部分の 7 号へっていうところ。
1:18:37	使うところの区画っていうのが、きちんと読み込めるように、
1:18:42	整理しといてくださいねっていうだけの話なんですけども。
1:18:47	よろしいですか。
1:18:59	いや、もし、火災対策シノサイトウですけども。はい。よくよくその設計方針のところ、設計の中で、どういうふう整理したかっていうところを、
1:19:10	明示して、風呂に反映させた上で、こういう基本設計方針なんかそれより早いところできちっと捕捉できるのかと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:19	いうところをきちっと整理しといて欲しいというだけの話なんですけどそこんところに、23 条の 23 条 4 項 7 号へっていうところをどういうふうに適用するのかっていうところについても今までの説明であれば、
1:19:31	ちゃんと整理しとかなきゃいけないのかなというふうに感じましたので、
1:19:36	そこも整理をお願いします。
1:19:38	現場へ承知いたしました。
1:19:42	以上です。
1:19:45	等、開口部はまあいいかなと思ってます。
1:19:51	広告の話が長く続きあったよね。
1:19:54	三種類っていうのは結局、
1:19:56	エリアごとでは 2 種類ずつだけけど、区画全体の地層層であれば火災区画に沿ったフローになっていくから、六ヶ所で何かしらその注釈が必要で、開口があるところは、
1:20:08	その開口部のの存在によってちょっと設計が変わる部分があるから、それは西出ミウラ二つに分かれる場合は、
1:20:16	今フローは区画単位でやってるから、三種類っていうのがちょっと見えづらいついていうのが見づらいので、そのミウラさんを明確にするための修正ですね。
1:20:28	開口部だけじゃなくてなんか、大丈夫が聞いたんですね、感知区域、区画で別々の感知器つけてるってところそうさういう、それはそうだろうね。そういった意味では火災区画の中で、
1:20:43	そういった感知区域とか開口部とかあつていうのを踏まえて 3 種類名を追加で選択する場合もあるっていうのが最終的な注記の内容になるのかもしれないっすね。
1:20:57	精製等です。すいません、ちょっと確認だけなんですけどさっきフローの関係で江藤さん出産酒類の
1:21:09	余命読めない読みづらいみたいな話があったと思うんですけど、これ要するに、
1:21:14	一つの 9 区画を幾つかのエリアに分けていって、そのエリアごとで見ると、煙と熱別間の煙等、みたいな感じで一緒でしたけど、カワセ全体として見ると 3 種類、
1:21:29	迷う将種類であるというところについて、フローだと、カクウたく単位でやってるように見えるので、それを
1:21:42	わかるようにというふうに読めるように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:46	それから最後にそういうところだと思うんですけど、それは多分開口部だけじゃなくて他の区画、最初に私が聞いたような、何か過程という比較。
1:21:58	本当に何か違うところがある区画もあるんですねっていう、そういうところも含めての話だと思いますのでそこも含めて、
1:22:07	わかるようなフローにしてもらえればと思ってますので、そこはよろしくお願ひします。てることはわかりましたでしょうか。
1:22:18	抜けてる。
1:22:19	そうですね。それを、今、栗城角谷でちょっと検討がされているようなフローになっているので、
1:22:26	すべて設計
1:22:29	流れるような形で不法記載を、
1:22:33	追加していきたいと思ひます。
1:22:35	はい。説明どうですわかりました。江藤。
1:22:39	これそれは衛藤です。
1:22:43	阿保の 45 ページ、46 ページのところ、判例がないなと思うんですね。ちょっと
1:22:53	常識レベルが高いかもしれないんですけど、このパッと資料上で初めて、
1:23:00	出てくるのがここなので、県フジイ接続のそういう判例をわかるように記載してもらえればと思ひます。よろしくお願ひいたします。
1:23:11	そういう意味では、規制庁ニシウチですけど、さっき私もど忘れして、ちょっと書いておいていただきたいと。すいません。
1:23:20	セトイトウ別 155%てはよろしいですかね。はいそうです。すみません 156 の方に行きたいと思ひます。
1:23:31	ちょっとアクセスルートの発生で、
1:23:34	ちょっとこれ、回答のところの絵がとりあえず
1:23:42	意味合いを確認したいんですけど、アウターにより解除する。
1:23:48	ていうか、
1:23:52	もう、どういうことなんですけど、部屋の内側から解除する。
1:23:58	っていうのは、これ、内側に人がいるっていうこと。
1:24:03	もう少し、
1:24:07	元の設定の 109 ページに、
1:24:17	9 ページで、RW1 の 1. から左上の方にございます。はい、左上で、通常作業のときは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:31	RV内の1の右上のところが扉になってまして、こちらから形になっています。
1:24:41	白尾衛藤
1:24:43	北川がタービンと県でやっぱ、
1:24:46	こちらの方が多かって、
1:24:48	中に入って作業。
1:24:50	対して、アクセスルートにつきましては、
1:24:53	左がわあ、もうちょっと色がついオカベの中に色がついてる部分がありますが、こちらを左から右に、
1:25:01	アクセスするようある。
1:25:02	なっていますので、
1:25:05	この辺に対しては、こちらの扉から入場して行って、
1:25:08	内側から、先ほど鍵をかけると申し上げた、扉を開けて、
1:25:14	原子炉建屋等の必要な場所にアクセスするような、
1:25:18	ループになる。
1:25:20	ので、内輪から開ける場合にはアノアサノタテコウサノ。ミツイ扉もあるような、
1:25:26	もう手だまずだけだというふうになりますが、そちらを当てて、アクセスルートを通っていくような、
1:25:37	規制庁イトウとする。そうすると、RW1-1の左側の、なんかちょっと緑っぽくなってるところは通路です。
1:25:50	これって普段は、
1:25:53	製造してる安全にですね、これは
1:25:57	いえ、こちらの精鋭井清事象が生じたときに初めて使う。
1:26:07	小村になって、通常はもう完全ロックって、手配ができないような点と申しますと、かなり電気室で期間、
1:26:16	なおかつ、かなり管理区域になりますので、
1:26:19	ここは放射線管理上もう、ロックされていて、要は普通の避難通路になっていない、一般火災等を含めた避難通路にはならないという、
1:26:32	ですので、
1:26:33	あつては、何を申し上げればいいですか。
1:26:38	数もトビアスといいますか、そういう扱いになってしまいます。
1:26:43	ですから、幾つか入ってくれない。
1:26:45	電気から入ってこなければ、1-1からも出られない塩基性にアべられ、左側には出られないという、そういう扱い。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:00	窃盗です。
1:27:02	えっと、後は、かつ、実際、SAのときに、アクセスルートとして使うときってというのは、何かこの、
1:27:12	鍵をあけるんですか。ヒロキでございますこれは、今申し上げた左側ですね。
1:27:19	左側の左側まで延期していただきまして大きい建物中央が
1:27:26	原子炉の方で周りがクボと。
1:27:29	言われていまして、
1:27:31	オクモトの
1:27:33	左、左が福本等から、
1:27:36	がゴトウの方に入ってくる。
1:27:38	管理部イイダ。
1:27:40	で、管理部長ならば、この部屋と一緒に、
1:27:45	要はタービン抜けていく。
1:27:47	扉がありますそれが覚めたんでカチャッと同じ手を入れる。
1:27:51	だけど、扉が開いちゃいますから、解除できています。
1:27:55	それを解除して、必要な人間がローカルの、
1:27:59	廊下から出た人間が、そのアクセスルート決められたアクセスルートをもって、鹿部しかるべきところに移動すると。
1:28:06	てというようなルールが、そういう扱いになっているところ。
1:28:15	何ていうか普段、だから、何かフラット1がこの
1:28:23	左側から、RW1-1に入るは入れるようにはなってないってそういうことでいいですか。
1:28:31	現在に、
1:28:33	この扉はタカギもちゃんとかけられておりますんでフナツハヤタっていう
1:28:37	ことはアリマ
1:28:38	はい。左側が鍵がかかっている、SAのときに、アクセスルートとして使うときは左側の書き分けってのはそれはもともと、
1:28:49	書き込まれている手順であって、改めて1-1の右側の方で、扉については、
1:28:59	普段は外側から鍵をかけてるけど、アクセスルートとして使うときは、左から入って、サブタンで、揺れて開ければいいと、そういう出ていくという、はい。
1:29:15	絶対わかったんですけど、それは多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:21	資料に説明をいただいた方がいいですね、パッと見たら白根、よくわからなかったなので、レッカーしてもらって、
1:29:47	1 ページ、8 ページ。
1:29:51	オオモト。これ、ここに書くか。
1:29:54	同じ。そうですね。
1:30:05	注釈のところにですね、先ほど 58 ページのところを、
1:30:10	ただ、
1:30:12	図及び立つような形で、衛藤越野 60 ページのような形で、アクセスルートがわかるような、
1:30:20	地図を作成する。
1:30:25	大浜相撲ですけど説明も追加ですけど、承知いたしました。はい。
1:30:32	あとアクセスルート関係で、
1:30:36	他にある。
1:30:38	サイトウフナダってコメントリスト関係だけ。終わりです。それはこの後 CTO の谷津です。一応 C チームの、もう 50 分 55 分から何でも来ましたから、
1:30:49	規制庁に周期ですけど、もうちょっとごめんなさい。あんまり私の理解が追いついてなくて、ちょっともう 1 回確認したいんですけど。
1:30:57	100、9 ページですね通しの 109 ページ目の図で、
1:31:03	この RW1 の一井ら辺の話ですよねと。
1:31:08	まずアクセスルートって言ってるのは、このウダ分 1 の位置関係周りでいうと、どういうふうに通っていくイメージなんでしたっけ。
1:31:31	減コバヤシございます。110109 ページの W1-1 の部屋、これがアクセスルートになってまして、アクセスルートを使うのは、これ、西から東に向かって人が酷い。そうですね。
1:31:47	二次から東に移動していくってのはルート、
1:31:50	ですからに基づいており、この部屋の富沢は左側が転記していましたがそちらからト部市野って入って、
1:32:00	さらにそこから東側右の方に人が抜けてって、原子炉建屋等の方にアクセス、
1:32:09	という流れ。
1:32:12	規制庁西内です。
1:32:15	わかりましたので、具体的にそのニシカワヒガシにアクセスする扉この施錠管理する扉っておっしゃってるのは、この
1:32:22	アルバム 1-1 の部屋の左側の区画圧という構造物躯体部分に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:29	ちょっとその緑っぽくなっているこの部分が、まさに施錠管理する扉だ ってそういう理解でよかったです。で、
1:32:38	できるのに、その理解の問題。
1:32:41	規制庁ニシウチですわかりました。で、
1:32:46	SAのときに、
1:32:48	まず、ごめんなさいね、今回の火災バックフィットの対応マエダが現状で 確認をしたいんですけど、現状この扉はまず、
1:32:57	施錠管理されてるんでした。で、
1:33:01	10時半。
1:33:02	そういう意味でいうと、規制庁西内ですけど要は新基準対応として要は へん人前後の要は下現状でいうといろいろ工事中かもしれないので、 現状の要は認可、要は、
1:33:18	衛藤書類上の現状ですかね、最新状況として、
1:33:29	県の水井衛藤 2018年に認可いただいた書類上の設計としましてはこ ちらの緑色がかかっているところは、
1:33:40	その時点でも鍵をする設計で、
1:33:43	はい、規制庁西内ですけどそうすると、
1:33:46	この部屋に関しては今回の火災バックフィットの可燃物の持ち込み管 理っていう中で、施錠管理をするようになりましていうふうに変化が あった部屋ではなくて、変更前後で変わらずっていう状況でいいんで した。で、
1:34:00	衛藤。
1:34:01	出野水井。
1:34:03	RW1-1の価格としましては、通常使う扉はこの中の右上のなってる と。
1:34:11	が扉になるのでこちらの施錠管理するのが今回の
1:34:15	規制庁ニシウチ左側の方は変わりがなくて、右上の方が今回のバックフ ィット対応で施錠管理をすることになりましたっていう部屋であって、右 上の方が、
1:34:26	さっきのアクセスの流れからすると内側から開けられるからっていうそ ういう理解ですか。ですね。うん。
1:34:33	規制庁西内ですけどわかりました。で、右上の部屋の、その差ムタの話 っていうのは、それは今回追加イナダ扉の構造を変えたっていうこと ですかね。変えてない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:45	元から別に施錠管理はしてナカあ、なんて言うんだからその右上の扉についても、要は、要はですね私が何を確認していいかというと、許可の段階で、
1:34:55	保安規定もそうなん本気でこれからだと思えますけど、成立性の確認しますよね。そのSAの手順の、
1:35:03	で、そのSAの手順の成立性を確認する中で、実際にこの操作、これぐらいは横のアクセスアクセス時間も含めてこれぐらいでできますっていうことを説明いただいていると思うんですけど、その時に、
1:35:15	想定している操作だったのか、いや今回の火災バックフィットでちょっとそういう意味では操作というか、対応がちょっと変わるのか。また操作ムタ内側から回すっていう動作が、
1:35:25	どうなのかっていうのをちょっとまず確認をしたい。
1:35:27	ていうのがまず一つ、これがもうだ、これが確認したいことすべてです。
1:35:34	できてます。
1:35:38	実際のところとしましては
1:35:41	2018年の工認から比べると3館を増えるっていう土佐が一つ増えた。
1:35:47	はい。規制庁西内です。であれば、その旨を明確にしておいて欲しいというところですかね。要はこれは工認というよりも許可だと思えますけど、許可の段階でそのアクセスSAの手順の成立性確認をまとめ資料とかで多分すごく子細にいただいていると思うんですけども、
1:36:05	そのときに、成立性を確認したアクセスルートの状態からちょっと変わるわけですよ。
1:36:10	影響ないよっていうことを説明されるんだと理解してますけど。
1:36:14	という意味では、そこからまず状況が少し変わりますとこの数字を管理することによって、ただ、説明いただいているように内側から回すことで要は鍵を取りに行くとか、
1:36:24	そういった特殊な対応がなく必要なるわけではなく、普通に仮壁、飛び上がって開けることでできます。
1:36:31	ていうことなのであればその旨を、要は、既許可で確認しているSAのアクセスルートも含めたSAの手順の成立性という観点で変更があるのかわからないのか、変更があるのであればそれは影響あるのかわからないのかっていうのを明確にしておいて欲しいという趣旨の確認でございます。
1:36:47	現在のようにございますが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:50	ご意見は承知いたしましたので、記載の充実化をしたいと思います。ちょっとだけ補足させていただきますと、
1:36:56	お手元の通し 54 ページ目のところにですね、
1:37:01	施錠管理についての取りまとめ表。
1:37:05	これも 54 ページの中、ちょうど中間ぐらいですかね、RW-1。
1:37:10	あります。これがはぎサンプルタンクってということで今ほぼ図面の方で見えていただいた場所でございます。こちらの方と、扉自体がございまして、施錠管理をしていなかったんで今回整備を完了すると、こういう部屋となっております。
1:37:24	一方ですね、有効性評価におけますアクセスルート上の扱いといたしましては、扉があるところにつきましては、施錠し、
1:37:35	解除するとかですね、改変するとかっていうのを、大体一般としてこう積んでるんですね、時間として。
1:37:42	今回ですね様々パチン入れるだけですので、実際にはもうその時間設定の中でも全然問題ないってことですが、その辺が少しわかりやすくなるようにですね、
1:37:54	注記のほうを充実していただければと思います。
1:37:57	はい。規制庁西内です今おっしゃっていただいたようなニュアンスで結構だと思しますので、1 個だけあるのがですね、
1:38:05	ちょっと私が実物を見てないからってうだけなんですけど、そのかちつと回すだけってのが、それは要は、
1:38:12	誰でも見ればわかるのか、もしくは、
1:38:15	ちょっと硬いと言いますよ。
1:38:18	堅いと言いますけど、
1:38:20	事前に教育とか必要なレベルなのか、単純な一般的なもう、そのドアと一緒にいいんですかね。そうですね。これもですね。
1:38:30	そのぐらいは分かんないんですね、うちがやったらってところありますので、
1:38:35	規制庁西内ですけどサブタンっていうの一般的なもののなのであれば、何かもちょっと何て言うんですかね、そう、一般のドアと同じ構造な、なんていうんですかねその構造のイメージさえわかれば結構です。要は
1:38:50	何て言えばいいのかな。もうちょっと複雑な構造をしてるのかなとかなんか若干最初読んだとき思ったんですよ。
1:38:57	はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:59	はい。もう一般的なものっていう何かそういう何て言うんすかね構造の概略がわかるようなレベル感だけ明確にしておいていただければ写真つけるところまで言わないので、
1:39:11	明確にしてもらえればそれで結構です定量化おまかせしますけど、はい。
1:39:18	要はさっき村井さん最初におっしゃっていただいた、要はSN整理するときにどういうふうに見積もっていてそこがどう変わるのかっていうところさえ明確にしておいてもらえばそれで結構ですので、はい。よろしく願います。
1:39:30	はい。いうところでよろしいでしょうか。資料の充実の方ですかね。はい。
1:39:36	規制庁西内ですけど、原電側から前回の日までのヒアリングを踏まえてコメントリストとして充実いただいた箇所、一応これでせえっと、こちらの確認はこの点に関しては以上でよろしいですかね。
1:39:50	わかりましたじゃちょっとそれ以外の部分で続けてちょっと確認をさせていただきたいんですけど、最後は少しすみません 30 分くらいは多分ちょっと時間をもう少しかかるかなと。30 分、若干 1 時間弱くらいはかかるんですけど、原燃側都合ご都合はよろしいですか。
1:40:05	はい。では少しちょっとメンバー内の対応者金光だけを間違えてもいいですか。
1:40:13	規制庁西内です。コメントリスト部分の確認は以上ですのでちょっと続けて今回資料の方ですかね。
1:40:25	補足説明資料の方でこれは、
1:40:30	C、138 かな、当初 138 ページ目以降でちょっと記載更新されてる部分。
1:40:43	追加になってる部分があると思うので、これはポイントリスト関係の対応ではないと思いますので、一度まず原電の方から説明をしてもらってそのこの部分に関して、うちの方から事実確認させてもらえればと思いますけど、まだ説明してもらってもよろしいですか。
1:40:59	意見は、
1:41:01	すごくちょっと適正化したところで、
1:41:04	修正版の見直しとしまして、22 ページ、23 ページで、
1:41:11	今回申請範囲、大学の方、審議しております。
1:41:16	こちらの詳細の方としまして先ほどございます。
1:41:22	8 ページ以降ですね、解説 6 を、
1:41:25	修正しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:27	まず 22 ページの方ご覧ください。
1:41:37	2 ページの方で、七、八が変更したところになりますが、
1:41:43	まず初めのところで、DSA。
1:41:46	YESを首藤 で任せるということはこれまで、
1:41:52	申請が来ますということでご説明をしていた内容になります。
1:41:56	その上で、
1:42:00	5 行目、4 行目のところですね。
1:42:03	原子炉建屋附属棟の廃棄物処理棟のうちの、
1:42:08	ダイタイシヨナイ電気設備常設代替直流電源設備及び、格納容器圧力の 8 措置の関連設備を設置する場所について、
1:42:18	除く範囲とすることで今回申請の範囲を構成の講師と考えており、
1:42:26	理由としましては、
1:42:29	米のチェックのところですね。
1:42:32	で、先ほど述べました原子炉建屋附属棟の廃棄物等の、これらの設備
1:42:38	ですね、をチェックする、火災感知器については、電源前、
1:42:43	いや、格納容器圧力の発想とも、
1:42:46	配置変更による、既工認からの躯体形状変更に、
1:42:53	レッドを申請している基本
1:42:56	変更認可申請にて火災保護設備の基本設計方針にて設定、
1:43:01	ということで、具体的な内容としましては 138 ページから補足の 6 を、
1:43:13	38 ページは投資がありまして、139 ページから、
1:43:22	こちらで火災半月、バックフィット施行に、
1:43:26	今回ご説明差し上げているコウにつきましても葛西勝木等がS、司法審査基準の改善に基づいて設置されているかを審査ください
1:43:36	このポイント変更申請をいただいているSs。
1:43:41	変更施工によっては、電源埋設に伴って、
1:43:45	原子炉建屋もずっと入っている。
1:43:50	先ほど説明
1:43:52	タテで、
1:43:54	設置する予定のところになりますが、
1:43:56	ホデの緊急元気室 1 階 2 階 3 階の負債形状の変更が、
1:44:00	小路ですが、
1:44:02	こちらがまだ、審査いただいているところになりますので、衛藤河西勝木バックフィットとしましては、2018 年の機構ミイ
1:44:09	の躯体形状にてご審査をいただく必要がございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:13	が、
1:44:16	笠井香月パック井設工認では、1階2階については、その新しいSA変更、設工認の内容を取り込んだ躯体形状、3階については最新の許可を反映した形で、
1:44:30	資料を作成し、江藤ダテ審査いただいている状況となっております、
1:44:35	具体的には、140。
1:44:37	ページの方ですね、にキープラン示しておりますが、
1:44:42	1階と2階を示しておりますが、原子炉建屋でいうと、この1となります。
1:44:49	こちらの赤枠が出とったところ、具体的な対象の核となります。
1:44:55	こちらの地域より技術の詳細を示したものが次のページの41ページ。
1:45:04	3年目、示しておりますが、1.2回3回、それぞれについて、
1:45:09	工認と、最新の許可、また別途、申請されてます設定変更鉄工所のそれぞれの実際の形状を示しております。
1:45:20	本来であれば一番上の機構の2018
1:45:26	赤の点線で、
1:45:28	囲いました。
1:45:29	計上で、1階2階は一番下のところ、3階では中段のところにて江藤お示しをした形となっております、
1:45:39	今後ですねFAせ変更設工認の中で、形状の変更を一番下に統一することと、
1:45:52	139ページに戻りまして、
1:45:59	今回ですね、詳細観測ピットへ審査いただいておりますが、こちらの現地工事、速やかに会社の方をしたいため、
1:46:05	今後実施するオカ線で、
1:46:08	緊急用電気室1階2階3階を審査対象外とした上で、審査いただくとともに、崎陽軒地質における火災防護設備に関わる事項については、正本恒設コウノ中で、
1:46:22	別途審査、ご審査いただいている審査の中で、
1:46:25	審査をいただくと。
1:46:26	考えております
1:46:28	またその際ですね、
1:46:30	規制変更承認で、変更になる点としまして表1にまとめておりますが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:37	影響を及ぼす変更点としまして、所内常設直流電源設備、3系統目の設置スペース確保に加えて施工性及び補修性交渉のためという形の電源設備、
1:46:49	後、また、F-V装置のSAS兼用可によるウエハラの配置。
1:46:55	呼びつけて、
1:46:56	から緊急を125V系蓄電池の申請及び補正補助
1:47:02	拡張することを、申請しております、
1:47:06	衛藤本部では、企画構造、
1:47:10	添付図面で空気確保、配置した部分、また補足説明資料としましては、火災感知器等の配置図等を審査いただくことで考えており、
1:47:26	具体的な内容としてはこちらになりまして
1:47:30	資料をもらって、
1:47:36	通しの23ページ。
1:47:44	こちらです呉の申請範囲の概略図及び提供する。
1:47:52	ずっと表で示しておりますが、全体の稼働、
1:47:57	大きくDBとSAの所に分けた形で、今回の範囲につきましては、
1:48:03	赤いところ、表で一番上の行につきましてこちらが、
1:48:08	今回の購入の申請範囲としております。
1:48:12	その上で、JBN-Sを設置する部屋、こちらにつきましては特重申請の方に含めて、
1:48:24	また緑で示している範囲につきまして、
1:48:28	今回は対象外とする設定ということで今回のご説明を差し上げて、
1:48:35	表の方で示しておりますが、1ポツとして、定義、
1:48:42	タテ2です。
1:48:44	こんなで今回新しく加えました。金教授。
1:48:51	別途申請の電話5年、131日申請済みのものについて、黒線の方、
1:48:58	ここで考えて、
1:49:02	申請範囲の説明としてはいいと思います。
1:49:06	うん。はい。規制庁西内です。
1:49:08	この点についての確認を進めていきたいんですけど今回まさにSNコウ施行人ですかね、の方で審査担当をしてるチームのメンバーにも来てもらってますので、
1:49:20	二つの先生からのちょっと関係というかそういったところも明確に確認ができればないのかなと思ってますで、さしあたってちょっと1点だけ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:30	今回のカセヤブキ野瀬工認の内容としてちょっと確認をしておきたいの で言えばサイトウの方からまず、
1:49:37	はい、サトウイトウです。
1:49:39	ドイツチームの観点からいうと、今回除くとしている部分がですね、
1:49:48	あと 141 ページの
1:49:52	使う滑りカクウをきちんと特定できているのかというところを確認したい と思ってます。すいません。ちょっと今説明があったかもしれないんで す。
1:50:04	今回、
1:50:10	区画としては結局、土岐公認のものを、
1:50:18	新規制工認のものを、
1:50:20	採用して、ハタがピッとやりますよと、そういう流れでいいですか。
1:50:31	やっぱちょっと先走っちゃいましたみたいなそういう話だと認識してるん ですけど。はい。
1:50:37	そうですね。
1:50:40	元のニイヅです。そうですね一部の区画に関しましては別途、まだ認可 をいただけてない内容。
1:50:48	江藤資料の方作成をしており、本来であれば 2018 年の認可いただい たもので、資料を作成するべきであったと。
1:50:57	そう。
1:50:59	規制庁兵頭です。
1:51:02	そうすると、今回除くで加わっている。
1:51:07	ダイタイショナイ電気設備、常設代替直流電源設備、
1:51:11	等は一つの関連設備を設置する場所。
1:51:16	ていうのが、141 ページの一番上の行について書いてあるところの 1 階 2 階 3 階、
1:51:23	のところ、
1:51:25	ここで示されているものですとそういうような形です。
1:51:29	下の 2 です。そうですね 141 ページの上で、青コマツ、青で囲んでい る。
1:51:36	久我大翔。
1:51:37	はい。
1:51:38	まず、対応関係を教えて欲しいですというところがありますどれがダイタ イショナイ電気設備なのかどれが大体そういう提言進めの中で小橋さ ん関連っていうテラノところの話なのか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:53	これ、
1:51:55	何か話しちゃいけないことをしゃべってその場で言って欲しいんですけどちょっと対応関係を教えてもらったんですか。
1:52:17	出ている。
1:52:20	あと、対応関係でございますけれども、まず 2018 年、実際、一番上ですね、こちらは当初設定になっています。
1:52:29	で、真ん中、特需、呉等です。
1:52:34	改めて、
1:52:36	エリアを見直すとなった時に、
1:52:39	上に記載されてますアノ類関係ですね、これはもうすでに、
1:52:43	いなくなっているという状況になって、
1:52:48	3 段階、
1:52:50	そういったところから踏まえまして、一部、江部がなくなったっていうところが、当然引っかかってくるんですけども、
1:53:01	その上でそういったものを踏まえながら、
1:53:05	本来であれば、今回の 4 月に申請した内容で参りますと、真ん中の絵ですね、これを採用をし、本来であればすべき
1:53:18	だった、今回感知器だけをバックフィットだけを判断していると。
1:53:24	真ん中だけの設計を反映するような、ただ、認可をいただいていないので、
1:53:29	その時点では、非常にちょっと新しい絵にはなっているんですけどもどうすべきか。
1:53:35	というようなところになると思います。ですから古い設計をもって、今、カッチバックフィット対応するのか、認可をいただいたんですけども、真ん中の状況を見て、
1:53:46	印鑑を設計するのかっていうところになると、実験が使えるというような、
1:53:54	社長、ごめんなさい、すいません。
1:54:02	等、飛び出のニイツへと補足しますと、
1:54:08	格納容器圧力逃し装置の関連設備を設置する場所を申し上げているのが、
1:54:14	原子炉たすべて既工認のところでご説明をしますが、
1:54:19	●●(非開示情報)のところの 3 部屋、こちらはすべて格納容器圧力逃し装置の関連設備に、
1:54:27	●●(非開示情報)のところに行きまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:31	上の1辺と、下のF-V装置に関わる主配管。
1:54:36	また3日へのF-V装置に係る主幹こちらはすべて、延髄措置に関連する設備を設置する場所。
1:54:44	にもなります。
1:54:45	その上でちょっとすみません。ダイタシヨナイ電気設備と常設代替直流電源設備かちょっと、
1:54:54	その形で検討できる方、いらっしゃいますか。
1:55:00	江尻地区、清塚吉井
1:55:06	発電所から星三森です。
1:55:09	ダイタシヨナイ電気設備というのが、今の2018年というところの●●(非開示情報)の設備で、
1:55:17	次に書いてました、常設代替直流電源設備、
1:55:21	これは●●(非開示情報)に置かれる電源だというふうに考えてます。
1:55:26	回答以上です。
1:55:27	はい。
1:55:30	規制庁伊藤です●●(非開示情報)の研究用献血二つがダイタシヨナイ電気設備機械の研究用電気使っコウ直流125V分が、
1:55:40	東三内田井清直流電源設備、それ以外は、その一つの関連設備を設置する場所となっているところで、作ってました。
1:55:49	対応関係はバツカーでいいますし、あとでもう1個聞いておかないといけないのはちょっと過不足ないんですかっていう観点で、
1:56:00	えっと廃棄物処理棟内のってついてるから特定できているのかもとは思いますが、
1:56:13	この今、
1:56:15	141ページに載っているような、
1:56:18	載っている区画以外、
1:56:21	ダイタシヨナイ電気設備とか常設代替直流電源設備から一つ関連する、
1:56:28	設置する場所っていうのは、
1:56:31	廃棄物処理棟代がないというそういう整理でよろしいですか。
1:56:41	原子力ではございません。
1:56:44	はい。であれば、
1:56:46	まずう対応関係、さっき3、3分類、その部屋がどれですかっていうのをわかり変えていただくのとあと、
1:56:58	それ以外ないですというところをはっきり書いていた。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:02	なければ資料にですね、帰ってもらえればと思います。
1:57:08	あと、ほかに。
1:57:10	つつうのはいいです。
1:57:13	じゃあ、説明お願いいたします。
1:57:16	今、
1:57:18	実施は、田井畠山です。一応アップにしていた内容でちょっと改めて確認なんですけども、例えば所、代替所内電気設備ってあると思いますけども、
1:57:29	これのうち、緊急用車、
1:57:33	弾道機とか、あとはメタクラの会計施設とか、そういったものが多分構成設備としてあると思いますけど、それで、この設備の、今おっしゃったようなヤギ中にあるんですけど。
1:57:48	はい。
1:57:53	アビルヒロキでございます。
1:57:55	すいませんちょっと配置関係を忘れてしましまして申し訳ございませんけど、
1:58:01	ない、ないと言うように、ないと思いますという回答しか申し上げございません。
1:58:09	ショウガンの方も、ハイチーズを持ちましてそこに下細かいところをお示ししております、
1:58:18	もしかしたら
1:58:20	附属棟の方の電気室の方に入っている可能性もございます。
1:58:28	はい。
1:58:30	ちょっと、やはりわからないんだとやりとりを持って聞いていたのは、今基本設計方針だとこれ 50、73 ページ、通し、
1:58:39	この代替所内電気設備で言えば、代替設備を設置する場所を除く。
1:58:45	ありますけども、
1:58:46	この書き方だと、いわゆる今夏日本原燃として除き大半、以上に基本設計方針上除くことにならないのかということがちょっと今わからない部分があって、
1:59:00	今、除きたいと考えている範囲に全部、
1:59:05	入っているんであればいいんですけども、
1:59:07	おそらくぱっと今図面見る限りだと、断続とかメタクラとかないと。
1:59:13	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:14	141 ページを見ると思っています。考えるときに、基本設計方針はまず適切でしょうかというところがあると思います。
1:59:34	現在、おはようございます。今のご指摘
1:59:38	基本設計方針に記載している、
1:59:43	ない。
1:59:44	大体そんな電気設備が具体的にどの場、
1:59:49	指していて、それが変人側の電気室の申請側で、止め値等を示している、どれに該当しているか。
1:59:59	そこはやっぱり明確に今、わからないので、今のこの視く範囲が、止め、本当に一対一対応できるかがちょっとよくわからないのでそこを明確にして欲しいと。
2:00:12	いうふうに理解をしましたということによろしい。
2:00:15	はい。としては、今述べていただいた通りだと認識してます。アンケートはそうですね。ここをちょっとぱっと書いたみたいになってますので、そこは
2:00:26	明確にしたいと思っておりますが一対一になっていると思っておりますので、そこを説明できればと思っております。
2:00:33	現在のムロイでございますけれども、多分金氏とは、配布書類、
2:00:39	失礼しました減少建屋附属棟の括弧廃棄物処理棟の中の大体電気設備を除くで書いてありますので、
2:00:47	この廃棄物処理棟の中に、
2:00:50	今ご指摘のあったような断続とかメタクラみたいなものがあればですね、ちょっと適切な表現ではないと思うんですけども、
2:00:57	別な場所にメタクラ遮断器がメタプラとか菌田土建ある場合であるならば、
2:01:03	廃棄物処理棟内に限定してますので、そういった意味では整合とれてるのかと思っておりますただいま現状私どもが、個別の設備が廃棄物処理棟の中にあるのか、また別な
2:01:16	ここにあるのか、今、把握できてませんので、
2:01:19	説明した上でまた
2:01:21	ご連絡したいと思う。
2:01:25	内容はない。ないですか。はい。ないです。はい。
2:01:29	電気室の方に、そういうシステム室の仲田と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:34	はい。原子力規制庁の崎山です。今のお話は何となくは概略として記載をしました。加えて申し上げたいんです。確認をしておきたいんですけども、
2:01:48	臀部とかは、
2:01:50	どういう扱いになるんですか。この場合、
2:01:59	はい。
2:02:06	ありがとうございました程度の扱いがどうなるか、その扱いと申しますのは、どういった考え。
2:02:14	位置付けを確認したいと思っているんですけども、ダイタイショナイ電気設備と書かれているものに関しては
2:02:23	要は設備で言うメタクラとかそういったものもあろうかと思えますけども蓄電池とかそういったものもあろうかと思えますけども、それ以外に、それぞれの設備以外に、電動であったり、計測制御装置等というふうなものが構成されているっていうふうな、
2:02:38	のが、おそらく基本設計方針上で書かれていると思うんですけども、連動まで含まれるようなその基本設計方針上の方がならないのかっていうところですね、他の基本設計方針で、もし、
2:02:50	ダイタイショナイ電気設備というものが、電路を含むような記載であれば、その電路を通してしまっても、商売されてしまうような形になってしまふので、言葉として適切なのかっていうことで整理をしていただきたいというふうに思います。
2:03:06	ご理解いただけましたでしょうか。
2:03:13	譲り合っどですか。的場です。土岐です。
2:03:22	あ、
2:03:23	あ、言語化してください。
2:03:26	ご意見はご理解、理解いたしました。全部の扱いが、申請するという扱いになっているのか、整理をしてご説明するのかな。
2:03:35	考えております。はい。はい。
2:03:37	原子力整備の畠山です。ご了承いただけるということで理解をしました。こちらとしての、まずこの今のやりとりの事実確認の中で確認したいのは、あくまで
2:03:51	限定できるかっていう観点での、ちょっと説明を充実化していただきたいというものでございますので、かいいを必ずしも否定するものではないんですけども、その整理がどういうふうな考えとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:06	書かれているのかっていうところが、明確になるようにしていただければ良いかなと、まずはこの基本設計方針の書きぶりとしては考えております。以上です。
2:04:17	加えてちょっと、こういうやりとりをしつつ、まず前提の確認、認識させていただきたいんですけども、ちょっと前提に戻ります。
2:04:37	139 ページで書かれているとか、資料の内容の事実確認です。
2:04:45	まず、
2:04:47	39 ページで、二重のページ以降、しますっていうことと、あとは乾式バックフィット設工認では反映できないっていうことで、ご説明いただいておりますけども、これ
2:04:58	事実関係として二重計上変更というのは、申請手続き上の手続きとして、感知器が9人ずれ込んでいたのか、Saパブリックの方に全部
2:05:11	衛星の経理の方に振り込んでた。どっちっていう問いに関しては後者ということでよろしいですかね。まず、
2:05:22	江尻の2、鳥飼としては、当社のエスエー
2:05:26	変更店舗の方に対抗が含まれている。
2:05:30	はい。失礼しました。その上で、具体の形状変更って、SFPのところ、
2:05:38	申請書の中で謳ってる部分でありました。
2:05:42	ちょっとそこを確認させてください。
2:05:47	でしょう。はい。両方。
2:05:52	各自治体の方は139ページの表のところ、緊急用電気室の火災区画の追加っていうのがあると思うんですけども、これ
2:06:00	すでに申請されているということで認識されているのか、それとも、今後補正か何かでやりますっていう、おっしゃってるのか、そこがちょっとよくわからなかったんで、今聞いている限りだと、
2:06:11	事実確認してる範囲であると、今の申請ではされてないので今後補正が何かしらで対応されるとおっしゃっているのかなと思っています。
2:06:24	三角先生。
2:06:25	下のコバヤシです。
2:06:28	特体の変更に関しては、SAの平均側でも変更した形で申請をしております。ただその中には感知器をバックフィットをして、感知の設計をこうしますって言えば、グリッド側のことは何も記載しておりません。
2:06:45	承知しました。ちょっとその辺り、話をちょっと後で確認しようかなと思います。で、その前提として、これ躯体形状変更は今回申請されていますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:57	イワサ低い価格を変更するものではないってということで、申請されている。
2:07:03	ちょっとそこがよくわかってないんですけども。
2:07:06	区域を変更される。
2:07:08	区域の区分とか、キタノなんかの何かしらとくっつけるとかそういうことであれば、その申請がなされているのかなと思うんですけども、そういった手続きを、
2:07:18	不遇コマツと変更できるのか、ちょっと、それとも、今後そういった、
2:07:23	切り分けのために補正をされることを検討されているのか、どちらでしょうか。
2:07:32	できるんでございます。まず第5回、変にですね、につきましては、
2:07:39	添付図、
2:07:40	等の変更もグループになって、申し訳ありません。要目表の集荷設備の名称等が変わる。
2:07:49	それから図面が変わるということになりまして、今の100439ページ見ますと、本文要目表となっているところ、ここ構造を構造物ってなっておりますけれども、
2:08:03	ここは名称等の変更がありますよということで、申請をさせていただいているところ。
2:08:08	添付の図面につきましても、改めて新しい変わりますので、そういった内容で、消火の必要なガス類を出すのにも、解析を出すのにも、構造を変えて、
2:08:21	そういったような、そういったところで、申請はさせていただく。
2:08:26	というもので、
2:08:28	それを踏まえながら今回ですね、バックフィットバックフィットを入れていくっていうところになりますとこの、まさにここに出しておりますけども、要目表の中の区画ですね。
2:08:39	区域は変わりません。それから区画については、管理する方については、登録はしていないと。
2:08:46	ということで、状況になってございまして、今回のワークフィット管理バックフィットにおきまして、区画の整理というところから、要目登録が入りました。
2:08:56	その上で、今回のこの三つ三階ですね3階層につきまして、具体的に区画の番号が入りましたので、なおかつバックフィットではここ除外する

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ということで、今併任側の世帯というようなところでご説明差し上げていて、
2:09:10	そうしますと、今出ているガスの名称変更のところプラス区画の要目が、
2:09:20	補正で出ていくということになる。
2:09:24	合わせまして、基本設計方針です。
2:09:27	基本設計方針も、消火の部分しか記載が、説明はございませんので、今回のバックフィットを踏まえた、まさに今日、本日ご説明差し上げた、この基本設計方針の記載がですね、
2:09:42	併入側に入っていくと補正されるということになる。
2:09:51	原子炉規制庁島山です。
2:09:53	ちょっと
2:09:56	ちょっともう1回だけ確認をしたいのは、
2:10:00	はい。はい。ちょっとだけ整理していい。はい。お願いします。
2:10:05	規制庁西内ですけどちょっと私の理解も確認したいので、ちょっとさっき島山から聞いている通りに対して、ちょっと私の理解だけちょっとこれは原燃側に認識そごがあればちょっとおっしゃっていただきたいんですけど。
2:10:20	まず、
2:10:22	性変更側でSFエスエー
2:10:27	SA編入側で、その躯体形状の変更っていうものが、まず現8月31日ですかね、の申請時点で、含んでいたのかっていうのがまず、こちらの取手市、
2:10:38	だよな。その理解でよかったですよ。それに関しては、まず、その申請時点における編入ですよ。編入の内容としては、基本的に本文要目表いわゆる火災区画とかの要目表と、
2:10:52	基本設計方針に係る内容としては特段、そこにその躯体形状は関係ありませんでした。その申請時点においては、添付図面においては、その変更後の添付図面をつけています。
2:11:05	ていうのがまず状況ですよ。で、そのあと、こっち側の火災バックフィットの方の審査が進む中で、区画、
2:11:14	そもそも該当の部分について、区域としかそもそも登録してなかった。それを今回区画としてもう明確にしようっていう登録を今後補正で入れ込むっていう方針をヒアリングで確認をさせていただいてますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:27	という状況になりましたと。それを踏まえると、SA編人側の方にももちろんその区画を反映する必要があって、その区画を反映しようとすると、SA編人側においても、
2:11:39	その本文での申請として躯体形状の変更というのは現れてくるんだって いうそういう時系列っていうふうに私理解してそれで合ってますかね、認識は。
2:11:49	はい。理解で。
2:11:52	結構です。
2:11:53	ということです。はい。だからSs的には元から入ってたんだけど、あの 当時は、別に本文マターじゃなかった申請マターじゃなかったんだけど、 今日こっちの方で、
2:12:02	例えばこちらというかサイトウ数とかね、いろいろあって、火災区画として 明確化することになったので、だからそちらの申請のその前提条件が 変わるんだよね。
2:12:13	同じように反映しようと思ったら、そっち側でも本文マターになりますよっ ていうそういうことか。
2:12:19	補正で、モンマ。
2:12:25	原子炉規制庁島山です。
2:12:28	趣旨は理解はしました。その上でちょっと1個先送りにした話ですけど も、今回SA片理の方で、
2:12:38	金曜日、
2:12:40	この設備、区画ですかね、
2:12:45	火災バックフィットで除外して追加をするっていうふうな、県の方で追加 するっていうふうなことにしてますけども、これいわゆる
2:12:52	SAへん人の変更の理由のところ、すでに読み取ることができるのか 或いはその趣旨が含まれているかというところですが、
2:13:03	何を確認したいかという、この杖の中において、やっぱり記載の明確 化、充実というふうな形で補正をするということはこれまでもやっている 内容だと思いますので理解はするんですけども、
2:13:19	例えば、申請範囲を追加するっていうことは、それは補正ではなくて、別 の申請であると考えますので、変更の理由のいずれかの理由のところで 読み取れるということ。
2:13:33	だとは思っているんですけども、そういう過程を、どういったところで、読 み取れると考えているかっていうところをぜひお話したというところを説 明いただきました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:44	そうですね。
2:13:52	県ヒロキでございます。
2:13:54	そうですね。へん人が考えて具体的にこうだというのは、まだ申し上げ、理由をですれ申し上げることできないんですけども、
2:14:06	基本的にはもともと登録がなかったものなんですけども、
2:14:14	これですね、それがBankVision等で必要になったというところで、まずコスト変人側でも図面が出ているそこには番号が載っていないで、当然修正する必要がある。
2:14:26	もう一つはその額等を踏まえた、その下、感知器等の設計でそういったものを、消化と含めて取り込む。一つは、
2:14:37	これまでご説明、感じました。
2:14:42	前に申しました消火用の起動用の感知器が一番幹事の鍛冶と申しましては感知器onlyと兼用してるところもございます。そういった兼ね合いもありますので、
2:14:56	今回学部長の方で除外というような形になっておりますけども、今回のトガシの方も、エンジン側の方に区画、
2:15:06	として取り込む、そういったものでも、直接申請ではなくて辺見の方で対応できるのかなというふうには考えておまして、そういったところに対応していこうかなというのが、今回、
2:15:18	今回の今度ガス側ですね。
2:15:21	の変更側での対応かなというふうに整理しておりました。
2:15:29	青年の方の変更にはちょっと把握できてないから、
2:15:34	はい。
2:15:40	はい。
2:15:41	石井。はい。
2:15:43	申し上げます。
2:15:45	すいません。
2:16:14	まあ、
2:16:38	県税の室井でございます政変人。
2:16:43	変更の理由を確認しましたけれども、大きく三つの理由から構成しておりますが、
2:16:49	そのうちの一つ目の理由といたしまして、
2:16:54	それぞれの部屋をですれ変更するところ申し上げておりますので、
2:17:00	これに関連づけて、今回のその除いた場所をこちらで扱うということは、
2:17:09	とりあえずこの中の範疇としては、できる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:12	そうかなあと今思っておりますもちろん、ここは少しですね、今回は、今後も補正するときにはですね、少し
2:17:20	文章は検討いたしますけれども、
2:17:23	基本的には現状のSAの中での、
2:17:28	対応という方法で今考えていきたいなど。
2:17:36	原子炉規制庁の竹山です。何となく趣旨は理解はしましたが、この変更の理由のいずれかのところで、
2:17:47	御社として読み取れると考えている部分があると思われると思いますので、そこはどういったところなのかっていうところを、まず指し示していただいて、そこが
2:18:00	宇和下段階、明確に読み取れないってということかとは、
2:18:05	思いますけどもちょっとそこは、必要に応じて適正化いただくっていうところも重要かと思えます。で、多分このような、似たような事例って過去にもやっていることはある。
2:18:16	かもしれないかなと思います。そういったことの調査も見ていただければなと思います。
2:18:22	以上です。全然ノムラでございます。ご意見ありがとうございます。少し検討してみたいと思います。ありがとうございました。
2:18:34	きちっとタカハシです。前にちょっと関連して、
2:18:39	正しい
2:18:41	ちょっと認識。
2:18:42	なのかちょっと確認したいんですが、
2:18:45	先ほど 139 ページの、
2:18:49	表 1 のところで、専任施設購入の方の 1 課の変更に伴い、緊急用電池 123 から、
2:19:00	2 人程度変更するかって、
2:19:03	1 ポツ目ですけども、私の認識では、
2:19:07	この理由というのは、先ほどの理由のところと同じなんですけれども、
2:19:13	これ別の
2:19:17	エリアの
2:19:19	電源設備の配置変更の理由でありまして、
2:19:23	今回、
2:19:25	その上の言葉にある、全緊急連携室 123 回の話ではないと認識しております。
2:19:32	2 ポツ目の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:35	理由ですけれども、これは緊急電気室の話ですけれども、
2:19:41	これはあくまでも1回だけの、
2:19:45	配置の話でして、
2:19:48	2階3階まで、
2:19:53	2階は少しは関係するかもしれませんが、特に3階は関係ありませんし、ちょっと
2:20:01	1回泉の話なのかなという認識しております。
2:20:05	なので、トータルで言いますと、もうこの以下が変更に伴い、
2:20:13	123回くらいプールを変更するという
2:20:17	以下の二つがですね、あまり
2:20:24	理由になってないっていうか、
2:20:26	正確なこと言うと、そういうふうに私認識しているんですが、いかがでしょう。
2:20:39	経費でございます。
2:20:41	そうですね。高さんのおっしゃる通りとは
2:20:47	会えますけども、
2:20:49	基本的には今回感知器のバクフィット等を等の今回の申請範囲の中に踏まえるというところに行きますと、
2:20:59	まず
2:21:01	小カガワでのその理由になりますけども、
2:21:05	基本的には小カガワショウガンアトベソネ相手が第3年目と、それからF-Vそれから125Vという
2:21:14	そういったものの変更から、ガス消火に関わるエリアの変更でこれがドクターヘリの変更というところに繋がっております。
2:21:22	必要な、先ほど申し上げた必要なガス量を算出する必要があるということで新しいものが変わる。そうしますと2018年の換地設計から、改めて新しい躯体になったところでの換地設計が必要になるというところから、
2:21:36	この中に、この表現でも、
2:21:40	ちょっと適切に必要なかなとは思いますが、
2:21:42	全然合っていないというわけではないんじゃないかなというふうには考え。
2:21:49	井清とタカハシです。その辺はあまり厳格化で考える必要ない。
2:21:56	とは思いますが。わかりました。
2:21:59	あとですね、
2:22:04	先ほどのですね、畠山から質問があった件の回答ですが、カセバックフィットによってですね、火災区画が設定されたので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:16	それをSn側に反映するというのはわかるんですが、
2:22:20	そのハンチ機能を設計まで移行する理由についても述べられておりましたけれども、
2:22:26	そこの理由はちょっと、この資料から読み取れませんので、もうちょっと記載を充実して、我々が納得というか理解できるものにして欲しいと思います。
2:22:42	原子力規制庁いたします。ちょっと1個だけ追加、今のタカハシ追加して述べさせてもらいますけれども、今回、日本原電が、
2:22:55	では除外したいと言ってるのが緊急的室で、その理由が139ページのところで、火災感知器バックフィット踏まえた現地工事を速やかに開始したいので対象外としますとありますけども、
2:23:06	趣旨としては、それだけではなくて、いわゆる具体計画変更前の設計で乾式ババオビタの審査をして、またSAPで改めて形状変更の
2:23:18	火災防護の審査はしていくんだ、細胞設計をすると、二重の審査なんて手間なので、審査の効率化というかそういった観点で一旦除外をしたいとか、
2:23:30	そういうふうな理由が、今、これは想像しゃべりましたけどもそういうふうな理由が、おそらく、
2:23:36	もっとあると思うんですけども、そこはよく見えないというところは思っています。なので、その理由を明確化していただけますか。多分それが最終的に、
2:23:45	変更の理由のところでちゃんと紐づきありますかっていうところだと思いますし、本来から、そこの火災防護設計は審査の対象だったというところで、そこがバックフィットが、
2:23:57	最後、今やっているこの審査、浅いバックフィットを踏まえた後、その影響額にするのか、それとも1回ここでは除外して、後段で、火災バックフィット等の
2:24:10	当該部分見るのか、ただその違いじゃないと思うので、そこをちょっと整理していただければ最終的には、変更の理由のところにちゃんと紐づくのか否かってところがわかるかと思います。ちょっとそこをちゃんと整理していただければ良いかなと思います。いかがでしょうか。
2:24:26	ありがとうございます。はい。大月関連ですね。それともう一度社内を調べまして、適正な理由等ですね、ウタマエダを、
2:24:36	説明できるような構成にし、申し上げたいと、というような

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:46	前々のムロイですけれども、今ほどのご意見は承知しました。今回また第5回エンジンの方もですね補正申請させていただく際には、
2:24:58	この補足説明資料というのを作りますので、その中で今みたいなご意見を取り入れた形でですね、今回の
2:25:06	ショウガンイシコ入れるとした経緯だとか、そういったものを充実すればいいのかなと理解しましたけども、この辺の考え方はよろしいでしょうか。
2:25:22	原子力規制庁ハタケヤマです。趣旨は理解しつつも、今回、火災バックフィットで除外されるっていうのがまずスタート。
2:25:32	そうであれば、ちょっと、まず今回の資料として、本当に除外して良いのかっていうところ。
2:25:39	ちょっとロジックの説明ないと、
2:25:43	この本申請としての対象外とできるかが固まらないと思うので、
2:25:49	まずは資料に起こすと言っていたらとは思いますが、そこはお考えいかがでしょうか。辨野でございますご意見承知しました。事前にですね、整理、
2:26:00	差し上げるということで承知いたし
2:26:08	一応1点だけ規制庁ニシウチですけど、
2:26:12	これは正直ですね、この先生が除外する分にはどうでもできると思っていて、その受け手がどうなるか、要は別申請っていう形で出すのか。
2:26:22	その今あるSA編に合流させるのかっていう行き先の問題だと思っていて、そういう意味では、
2:26:29	別に今回やらなくても、別申請でもどっちの申請の形でもいいからやっておかないと、再稼働はできませんよってバックフィットなのでね。
2:26:37	ていうだけの話なので、だから除外だけだったら別にできると思うんですよ。除くだけだったら、今回の申請じゃなくて別申請でまとめてやることにするのでってそんな投入だけで、
2:26:47	アトワスそっちに合流できるかどうかに関しては、宗SEに合流できるかに関しては、それはそれでまた別清掃が必要イソダ必要だと思うんですけど、今回の中で、あえてその何て言うんですかね、行き先が決まってない状態で除くっていうのは、それはそれで見通しが立ってないっていうことだと思うので、そういった意味ではスケジュール感とし、
2:27:07	行き先も明確にしたある程度明確に相互、せっかく今回Cチーム入ってもらってるのである程度共通にしようとした上でできればいいと思ってるっていうそっていうのが今の状況かなというふうに理解をしています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:18	というこれは補足までです。はい。
2:27:30	僕もですね。はい。規制庁高橋です。
2:27:34	今補足いただいた通りだと思いますが、
2:27:37	ちょっと私がここで資料見て、認識したのは、
2:27:44	まず、
2:27:46	浅いバックフィットの状態と、
2:27:51	SNの状態とで、
2:27:54	何が違うかというまず
2:27:58	その躯体形状の図面関係は、
2:28:04	それぞれ
2:28:08	のところで、ほぼあったら、新しい方のものが、持って説明されていると。
2:28:16	で、
2:28:18	浅いバックフィットで、2018年の
2:28:24	方対向流のときに、
2:28:27	躯体形状について審査、
2:28:29	する必要があったというのは、その通りですし、
2:28:37	この通り、
2:28:40	新しい所、区画でやるというのは、あまり、つまり、
2:28:47	ここに書いてある通りですけれども、
2:28:49	そうですね、SA編の方も、
2:28:54	先ほど言いましたように、緊急便器数1回のみ、
2:28:59	が、理由があって、変更される。
2:29:04	ということでそこだけが、SNの方の
2:29:08	に寄せる唯一の理由。
2:29:12	となっているかと思います。
2:29:16	ただ、火災区画の設定については現状のS変位で申請されていない。
2:29:22	というようなところも、
2:29:24	ありましてそれは火災バックフィットの方が進んでる話なのか。
2:29:29	ちょっとそういった点をですね、いろいろと加味して、今後先ほどあったような理由についての、
2:29:37	整備、参考にいただければと思います。以上です。
2:29:55	いえることございます。承知しました。
2:30:03	規制庁西内ですけどシステム側から何か追加で確認しておきたい点現状はよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:11	大丈夫ですかね。はい。
2:30:12	ちょっとすみませんコイケ最後確認なんですけど、
2:30:17	ちなみに今夏
2:30:21	設備というよりか、場所を除いているっていう理解をされていてですね。
2:30:25	これちなみに火災区画単位とかで明確にいえるものなんでしたっけ。
2:30:31	区画単位としていえる要はですね、
2:30:37	ちょっと待ってください。お願いします。
2:30:40	大須賀 141 ページですかね。
2:30:43	こここれやってその区画の名称、各名称単位とかでいえるもの、特定できるものなんでしたっけ。
2:30:53	はい。
2:30:55	油井でございます。はい。できます。
2:30:58	規制庁西内ですけど。そうしたときに、
2:31:05	当市の
2:31:11	基本設計方針が書いてある広報誌の
2:31:16	73
2:31:21	通しの 73 ページですけど、
2:31:24	ここ
2:31:27	要は木場場所と書いてる、何か理由って何かあるのかっていうその確認だけさせていただきたいんですけど。
2:31:37	何かこのダイタイシヨナイ電気設備が、を設置する場所って、あえて書いてる意味合い。
2:31:44	これ先ほど畠山が確認した内容と重なる部分あるんですけど、
2:31:51	何か要は、基本設計方針というか要目側で火災区画名称区域名称を明確に出てきますよね。同じ本文レベルなのであれば、もしそれで特定ができるんだったらそうしておいた方が明確でしょうし、除く範囲としては、
2:32:04	範囲を設定した、その火災区画を除こうとした理由としてはさっき畠山が確認したような、設備構成として関連する設備がある場所を除いたっていうことだと思うんですけどそこら辺がまさに今添付とか補足とか、
2:32:18	そういったところで具体的に説明がされれば理解はできますし、何かあえてこの設置する場所で書いた理由が何かあるのかどうかっていうのがちょっと確認したかったんですけど。
2:32:35	ムロイでございます。
2:32:38	例えばこういった 73 ページの文章になった場合に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:45	どういう書き方がいいのか、まず考えました。
2:32:48	ある程度具体的に書かないと、除外する部分が振れてしまうということから、例えばこの括弧書きで、池口庄リゾート書いてみたり、
2:32:58	具体的な説明書を書き下したりしております。
2:33:03	その際に、
2:33:05	これに変えて区画番号を書こうかという意見もありました。ただ
2:33:11	これまでデービートンネルAトンネルみたいな言い方をしてきたり、格納容器圧力逃し装置を設置する建屋みたいな言い方もあると、こちらは区画番号じゃなくて、
2:33:23	具体的な設備名称であって、少し一つの文章の中での評価が合わないなっていることからです。
2:33:31	具体的に特定できるような書き方という形で、このようにさしてもらった8ページでございます。
2:33:38	ただしハタケヤマさんからありましたように、こう書いたところでも、例えば細かな話として、電路ということが出ましたけども、当然これは場所が離れているもの同士をつなぐケーブルでございますので、
2:33:52	どうしてもこう注意ちゃう設備であって、
2:33:55	そこまで特定した表現になってるのかとこう言われると、あそこ多分そうではないだろうと答えざるをえないと思ってます。
2:34:04	そういうことを考えますと、今この文章を生かしつつ、
2:34:09	例えばここに*か何かつけさせて、注記か何か作らせていただきまして、それぞれの設備の置かれる場所の区画番号は、
2:34:19	Rw-1の何とかですみたいなところで、もうつけるようなやり方は今あるのかなと思って、
2:34:29	方向性があれば
2:34:34	現在11件補足され、
2:34:37	そういうのがあったんですが、
2:34:41	今回、対象外とするという整理をしていますので、書くのが、今回、
2:34:49	記載をしている価格っていうのは
2:34:54	補足不整の中では、フォーメーションを入れない整理をしています。
2:34:59	ただ、D棟のSDトンネルにつきましては
2:35:03	2018年の機構の時点ですでに登録されている区画になっているので、整備と正当な理由はそのまま、要目表にある文書を使用した上でその他についても、今回のような、
2:35:14	記載の方法をさせていただいて

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:19	て、
2:35:36	ふうん。
2:35:39	はい。はい。規制庁西内です。
2:35:50	わかりました。
2:35:55	阿久津ナゴDBAトンネルSAトンネルっていうのはこれ核名称でしたっけ。
2:36:01	ケットク核名称。
2:36:03	DBトンネル井清トンネル区画名称で、
2:36:06	圧力の措置を設置する建屋は、これは建屋ですよ。
2:36:12	うん。
2:36:15	うん。
2:36:19	ありましたよといずれにしてもちょっとまず明確にっていう話の延長ですかねえで。
2:36:26	何か、火災区画を設定するよう見直すっていう話も、
2:36:32	それをセットで、何かSANの方でやる、やるイメージっていうことですね今。
2:36:41	えっと、
2:36:41	対象としてるケーブルの価格の登録っていうのは、平成
2:36:47	でやるところ
2:36:49	として、
2:36:52	わかりました。
2:36:56	ちょっとそこら辺の方でまず明確にっていうところでしょうかね。
2:37:04	もう
2:37:05	1点ですけど、この、もう、
2:37:11	附属棟内の附属棟廃棄物処理棟内のダイタイシヨナイ電気設備増設常設直流電源設備の関連設備を設置する場所。
2:37:23	ニワ他のDBSAは置かれてない。ただこれ単独の場所だっていう理解でよかったんですよ。
2:37:34	結局はその
2:37:37	呉規制庁ニシウチです。で、理解っていうのはまさに先ほど木幡からも言ったように構成するような系統伝導っていうところも含めて置かれてないっていう理解でいいんですよ。
2:37:49	でございます。はい。中に入っていく設備については、SA設備オンリーになりまして、当該例えば第3点、125Vは125Vを設置する。
2:38:00	設備と、それから堅牢

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:03	ケーブルというか、中に聞こえてくるところの区画の中に入る。
2:38:08	ふうん。はい。規制庁に出張してから、
2:38:16	申し訳ありません。2回につきましては、プロアートパネル関連の一般関係が、据付続けられる、発生される区画になります。
2:38:35	ですけど、規制庁ニシウチですけど、
2:38:45	名の
2:38:51	まあ、
2:38:52	そういう意味でいうと、ちょっとやっぱり聞いていて疑問なのは、設備を除くっていうよりかは、場所を除くっていうイメージなんですよねやっぱり。
2:39:03	で、
2:39:05	そういう意味でいうと、やっぱりその区画名称区域名称とかで明確に除いた方が、
2:39:12	多分お互い共通理解にはなりやすいんじゃないかなっていう気がしたっていうのがまずだからどっちかっていうとあれですよ
2:39:20	火災防護対象機器。
2:39:23	要は防護防護する対象のお姫様の方、
2:39:27	から組み立てていってみるっていうよりかは、どっちかっていうと部屋の構造を変えるっていうことが、もうすでに方針として決まっていて、だからその部屋については、その部屋を変える申請で、香月設計もやりたいんですけどさっきのこれハタケヤマを確認しますそれだけなんですよ
2:39:45	で考えたときに、設備で除くのか場所で除くのかっていうとやっぱり後者の意味合いなのかなと今日聞いて理解をしたんですけど。確かに場所と書いてもらってるんですけど、何かこう見るとやっぱり設備が結構前に出てくるなあと思ったところで、
2:40:01	ただ、火災区画の登録っていうのも今回やらないので、こういった書き方が良いというふうに社内で検討された結果がこれですってそういうことですかね。
2:40:12	なるほど。今日の議論を踏まえると、
2:40:16	登録してもいい、今ほど言っているんですね社内検討した結果として、
2:40:22	ご説明しましたけども、今日の議論を踏まえると、もう少し検討の余地はあるのかなと正直思いました。
2:40:30	多分質問内容には、
2:40:32	除外するものの区画を明示するときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:37	今回のバックの審査の中で、登録しなかった規格は登録しましょうということでこれから設定を改めてする。
2:40:46	ものを先取りしてしまうというところは多分一番気持ち悪いですけども、
2:40:50	はい。そこは、
2:40:53	その旨書いた上で、
2:40:58	何か説明を加えた上で、
2:41:00	将来設定される番号で除外するというのもありかなあとちょっと。
2:41:06	少し、もう始めたところなんですけど、
2:41:12	うん。
2:41:15	うん。そう。
2:41:17	規制庁西内です。
2:41:20	うん。ちょっと難しいですね。
2:41:25	いや、結局、今回で火災区画として、このこれらの部屋たちを今回のバックフィットの申請の中で登録をされると。
2:41:36	今の
2:41:37	躯体形状の火災区画として我々確認をすることになるんですけど、それ結局今関知せ、
2:41:43	形で除こうとしてる話と一緒にですね。
2:41:46	だから、先ほど畠山が言った言葉を使わないは審査の効率化ですけど、それに対してお互いやる意味が何かあるんですかと、結局今後変えるんでしょうともう決まってるでしょと。はい。
2:41:56	で考えた時にあえて何かっていう気もするのでそういう意味ではそういう意味では最初ちょっと私が確認したかったのは、区画名称で除けばもっと明確かなと思ったっていうそこから確認をした内容ですけど。
2:42:08	斜面でも検討されたとおっしゃったようにこの書き方がっていうところもあるのかなと思ったので、まずはやっぱり
2:42:15	設備傾向構成とかも含めて、除く範囲を明確化するっていうところがまずはすべてですかね。
2:42:24	というところには思いました。ちょっといずれにしてもまた審査資料のほう充実というところで、お願いをできればと思いますゆくゆくは補正ということだと思いますけども、
2:42:32	全然ノムラでございます。承知いたしました。
2:42:35	はい。うん。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:37	この点はCチームの他の審査チームにも関わってくる話ですので、ちょっと早めにまた補足説明書の構築ご提出いただいて、共通認識が取ればいいのかと思っています。
2:42:50	はい。
2:42:51	この点については規制庁側から他に確認してありますでしょうかよろしいですか。
2:43:00	はい。この点についてはまた審査資料の方充実いただいてご提出をいただければと思います。
2:43:06	あと、
2:43:08	Cチームのメンバーをここでですかね。はい。
2:43:11	ありがとうございます。
2:43:24	少しお待ちいただいてもいいですか。
2:43:29	記述ですけど、ちょっと続けさせていただいて、残りあと3オク、3点ほどですかね、適用条文の関係からですけど、一部資料更新されてると思いますけどこれは何か書いてる内容以上に補足等ありますでしょうか。
2:43:49	を、
2:43:52	わかります。この点も含めてちょっと規制庁側から確認をできればと思います。
2:44:00	まず、
2:44:03	条文整理の関係ですけれども、10条が、
2:44:09	はい、鳥羽須田さんになって、
2:44:12	と。
2:44:13	理由も見ましたけど、
2:44:18	わかりましたというところですかね。はい。
2:44:21	それで、
2:44:25	この資料っていう、ちょっと添付され関係の話なんですけど、
2:44:32	青、ごめんなさい当市のう。
2:44:35	本線を、
2:44:37	24、26 ページあたりよう、
2:44:40	改めて見て、
2:44:42	見るところですね。
2:44:45	これ城君の関係の添付書リーダー、結構、
2:44:52	いっぱい入って行って、
2:44:55	これ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:55	は、三角条文関係も含めて、
2:45:04	今、当初の申請には入ってないと思いますけど、今後、
2:45:09	含めて提出するというイメージですか。
2:45:13	よろしいでしょうか。
2:45:18	です。江藤さん加来を整理した条文に関する展開についても、
2:45:26	この二つで別途資料を添付することで考えて、
2:45:32	見えますね。
2:45:37	変更。
2:45:40	1枚目。
2:45:41	飛び出のみですけど、ちょっと、
2:45:44	補足をしますと、添付書類としましては2018年の時工認から変更ありませんという、添付資料の方、
2:45:51	補正発生。
2:45:58	規制庁伊藤です。
2:46:03	はい。あと、三角と丸の条文って何が違うっていう、なかなか今話した話に戻るんですけど、何が違うっていう整理。
2:46:13	結論になるんですか。
2:46:17	何か状況が変わらない。
2:46:20	ていうのを、添付をさせていただいて明確に記載をいただく。
2:46:26	端的に言うと%電力でつけてないので、つけなくてもいいんじゃないかっていうふうな、
2:46:30	ですけど、あれもあるんですよあれ。
2:46:34	一応、日本原燃は今までもずっとつけてる。
2:46:38	今までもずっとつけてるんだよな。
2:46:41	レバーの原電さんとの付き合いが長いのは僕らじゃないから、そこら辺は踏襲して、
2:46:52	というような感じで回答してくればそれでもいいかなと思います。
2:46:59	作業。
2:47:01	過去もそういう整理してます。現在のです。江藤。
2:47:06	ここもですね、に行ってきておりますが、参画を判断した所に関しまして、
2:47:13	添付書類を添付することで弊社の申請の補正書を整理していただいております。
2:47:23	当然三角だから多少の
2:47:26	添付の仕方とかが違って、社内でも統一されて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:33	はい、セトイトウですと、ちょっとチームとしても、あんまりこれまで
2:47:41	日本原電フカワとつき合わなかったのので等、
2:47:45	減免側としての考えを持った上で、衛藤鳥居をそろえて提出されるという ことであれば、そうしました。はい。
2:47:54	はい。
2:47:57	一応規制庁ニシウチですけど、丸と三角の違いっていうことで言うと、あ れはまさに言わずもがなですけど、三角に関しては、関係はするけど、 既工事計画から特に状況に変更はなくて、
2:48:10	ていうことですよ。さっき大道さんからもちょっとおっしゃっていただき ましたけど、変更しないって旨を添付するだけだ。
2:48:17	おっしゃってたのはまさにだからそれを添付として明確にしているって いうそういう考え方と理解すればいいんですかね。
2:48:26	日本の理解。
2:48:29	はい。規制庁西内ですわかりました。さっき井戸も言った話ですけど、
2:48:36	我々が普段の審査を担当している、電力とかだと、そこはむしろその いわゆる本文側、
2:48:43	では関係するところ書いてあったりとかしてます。必ずしもかなという かはだから、要は、
2:48:49	工事って、一つの工事なので、そこを変更しない工事。
2:48:54	関係はするけどその適合状態に変更がない。だから変更しない講師 として、そもそも店舗を変えてつけてないとかっていう考え方もあるの で、そこはもうある程度言えば少し丁寧にやられてるのかなという 印象かなと思いましたが、
2:49:07	あれですね、今までさっきおっしゃっていただいたようにこれまでも同じ 整理で対応してきていて、今回も同じで対応したいと思うんですって いう理解でよかったんですよ。
2:49:15	現在の三つですね。
2:49:18	うん。はい。規制庁ニシウチですわかりました。
2:49:21	統計情報からは、この点、フクマほかに確認事項あればお願いします。
2:49:29	あ、東北セトイトウです。ちょっと別の点なんですけど、これは念のため の確認なんですけど、
2:49:37	今回火災区域を、
2:49:43	各委員長、
2:49:45	追加で火災区画を登録するところありますよねと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:49	一応両国目標上は、今まで火災区域としてたところを分割して、火災区画、
2:50:02	として、登録しますというところだと理解してるんですけど、それで衛藤。
2:50:11	幾つか、旭加来の
2:50:14	それ以外と抵触していて、大迫佐瀬物質の貯蔵閉じ込めに関するところとか、SATス説明の関連であるとか、
2:50:24	あと実験の安全性に係るものというところで理解してます。
2:50:30	メンバーは確認です。今回追加する火災区画っていうのは放射性の貯蔵とかの関係とSAの関係のみであって、
2:50:41	江藤安全停止に関係するものはないという理解でいいんでしょうか。
2:50:51	営業運転です。衛藤。
2:50:58	一つですね、衛藤元、
2:51:01	弘田って廃棄物のところで、
2:51:05	安全停止に関わるものとして、RHRの海水の流量計というものがござ
2:51:14	います。場所としましては、
2:51:17	当時 107 ページ。
2:51:19	になります、
2:51:23	7 ページの、
2:51:26	上のところろうも、
2:51:36	7、7C通りのところですね、データベースBの担保をしておりますが、こちらが設置されてございます。これはB系ばかり。
2:51:38	ございまして、それと、
2:51:43	積みが必要となる連携のものについてははい。
2:51:46	枠の中の原子炉建屋の中です。
2:51:51	になります、もともと江藤に関しましては、今日、
2:51:58	火災区域で分割をするような設計をしておりました。
2:52:02	通しの 107 ページ。
2:52:04	107 ページの、
2:52:08	藤区画番号です。
2:52:16	現在、サトウRWのB1-3 の、
2:52:24	上の方、
2:52:26	うん。
2:52:32	すいません。何でこの質問をしているかという、
2:52:37	安全停止の関係だと、区画ごとに、
	火災影響評価、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:40	をする必要があるのかなと思っていて、そうです。その辺りってどうい う。ここの価格については、
2:52:50	どう、どのような位置付けになってますか。
2:53:04	IAEAへの日程セットこちらにつきましては、
2:53:10	まず、現況カーというか、
2:53:14	浅井区域全体をまず後発なので、
2:53:22	こちらについては妥当ベース、区域として、Rw-1 という方っています。
2:53:30	なので、0 アビル 1 については安全停止は、この機器しかないので、こ のEの機能を喪失した場合にも原子炉建屋側の区域にある機器で安全 停止ができる。
2:53:46	確か。
2:53:51	うん。
2:54:15	規制庁西内ですけど。
2:54:18	藤。
2:54:19	ちょっともう 1 回、今の説明の確認なんですけど、
2:54:22	まずこの場所には何の機能があるんでしたっけ。
2:54:27	海水系。
2:54:28	衛藤アベ食べる所系の海水系は流量、
2:54:33	流量計ですね。はい。はい。
2:54:37	さっきおっしゃってた、区域として評価してますっていうのは、
2:54:42	区域としてっていうのはまず、このページで言うところのどの単位でっ ていう意味ですRWの。
2:54:51	1 っていう各
2:54:53	Rw-1 という区域ですね。
2:54:58	NGの。
2:55:00	はい。
2:55:03	1 っていう。
2:55:06	区域、
2:55:08	市っていう 9 市と、
2:55:12	なるほど。区域と、他の区域との評価をしている。
2:55:22	出野道セットRW1 の中の、
2:55:26	の区域のナカノが、
2:55:29	機能喪失した場合にも安全停止ができるということが一つ。
2:55:34	規制庁西内ですけど評価結果っていうのは、他の区域で、2 度同じ機 能があるかってそういうことですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:45	での三つですと他の区域で同じ、こちらに
2:55:50	B系しかないので、連携が衛藤他の。
2:55:54	具体的には、次のページのところの、
2:56:00	8 ページも、阿部議員。
2:56:02	1-2 という、
2:56:05	残留熱除去系向こうもすぐ下のところで、
2:56:10	フナノ、
2:56:11	こちらに、
2:56:13	はい。規制庁西内です。影響軽減対策の状況は理解をできましたと。だから結局区域で分離されてるかっちゃうことですね等で、
2:56:25	等、
2:56:27	Appそうワでこの場所は、放射性廃棄物の貯蔵閉じ込めに係る機能もある。
2:56:35	この、今おっしゃったような、余熱除去の海水系の流量計笠野ところの機能しかない。
2:56:44	うん。
2:56:51	ミュキでございます。どうぞ。
2:56:55	Rw通路部になりますので、全体に行きますと、機能要求は閉じ込みではございます。
2:57:03	ただ、そこに閉じ込めの設備等が配置されるところが申し上げると、そうではない。
2:57:10	この今のRW1 の 3 ですね。
2:57:14	この区画の中に、そういった閉じ込めの設備等が配置されるかっていうと、
2:57:19	そういったものはないんですけども、そもそもが、アビル 1 というところで評価してますので、あくまでも閉じ込めを問うという
2:57:28	放射性物質
2:57:39	規制庁ニシウチですけど、火災防護審査基準の中で、二つありますよねと。
2:57:45	安全停止に係るSSCを設置する区域区画と、あと放射性物質の貯蔵閉じ込めに係る区域区画、区画区域とタダありますよねと。
2:57:56	今言っているこのRW1 っていう区域は、
2:58:02	前者にもかかるっていうことなんですよ、安全停止に係る機能もあるし、放射性物質の貯蔵閉じ込めに係る機能もあるし二つある医療両方の側面を持つ区域だっという理解でいいんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:58:17	エネルギー、そうですね両方の二つの都築。
2:58:25	規制庁西内ですけど。で、今広木さんおっしゃったのがちょっとよくわかってなくてですね、具体的な機器、設備が置かれてないのに、
2:58:35	放射性物質の貯蔵閉じ込めに係る区域なんだっていうところがよくわからなくて、
2:58:42	申し訳ございません。申し訳ございません。具体的にはこのアノニツカワセの通り、逆のL字みたいな形でグラフになってる。
2:58:55	ここ一つの区域設定ということにしておりますので、
2:58:58	すべてにおいて、要するに通路部分であっても、施設の閉じ込めの区域の中に入っている、そういうふうに
2:59:07	設定しているところだ。
2:59:08	申し上げていたつもりでした。申し訳ございません
2:59:15	規制庁、鈴木ですけど今おっしゃっていただいたのはあれすかね間分の1の
2:59:23	Rwのビーチじゃないかあれアリタの市野さんってどこだった。
2:59:29	あれですね、アビー千野さんでしたっけ。
2:59:35	ああいうところのB1-3。
2:59:38	には、具体的な放射性物質の貯蔵閉じ込めに係る設備は置かれてないけども、このRV1の区域に置かれているんだっていいんでしたっけ。
2:59:50	なるほど。
2:59:51	わかりましたわかりました。
2:59:54	だから今回そもそも放射性物質とちょうど閉じ込めにかかる区域っていうものを区画化する。
3:00:03	要は新基準の2018年の時には
3:00:08	いわゆる、それは区域として登録してなかったけど、今まで実態として、カクウを番号も付けて管理していたということもあるので、その事態を明確にするためにも補正をする。
3:00:21	という中で、一部、その9園区域たちのその区域の中に、この部分だけ安全停止を機能を持つ設備が置かれてましたっていう状況だ。
3:00:32	と理解すればいいでしたっけ。
3:00:35	ビルの理解、
3:00:38	季節はニシウチですわかりましたよと。で、その中で安全停止にも影響があると、要は発生防止とかとはちょっとやっぱりレベル、レベル感とい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	うかやっってることが違って影響軽減対策はあれまさに区域区画分離から、
3:00:51	そこで分離できてなかったらまさにその耐火隔壁とかいろいろあるわけですよという意味では結構密接に連携しているのかなと思うんですけど、そこに関しても区域として基本的にはクローズする話であってっていうことですねと。
3:01:03	一方で一方ですと。
3:01:08	ライブ影響評価火災影響評価のガイドの方だと、カクウ
3:01:12	として全焼評価するとかっていう流れが基本的にあるじゃないですか。
3:01:19	荒田の区画として設定するとか区画としてまず全焼評価をして、隣接の区画への影響とかを評価してって話になると思うんですよと。
3:01:31	あれを区域としてしかやってないんですけど。日本原燃においてはそもそも、いや、うん。
3:01:38	そうかそうかこれBだからある程度区域でも売れされてるのか。はい。ごめんなさいちょっとPの頭で若干いたんですけどそうか。Bだから割とその建屋は位置的にも落ちるところがあって、
3:01:51	なるほど。わかりました。ちょっとすいません。そういう意味ではちょっと私まだ既工認の影響評価の内容をしっかりと見きれてないのが今現状なんですけど。
3:02:00	だから特段これ区画化したとしても、火災影響評価の内容を区画にして改めてやり直す必要得ないと思っているっていう状況でいいんですけど。
3:02:09	峰さん。
3:02:11	森川風馬
3:02:14	規制庁西内です。理解できました。
3:02:18	ただこれまさに、だからそっか、3区分がある程度対象に配置されていて、だから区域としてある程度できてもう系統部分が建屋設計としてできている状態での評価。
3:02:28	なので、実際には区域この区域の中に区画化してるところもちろん元からあるわけですよ。あるんだけど、影響評価としては、元からの区域として評価で終わって、それで閉じる話になっています。区域でしょ。
3:02:45	そのNFKのニイツスズキ金野評価で申し上げますと、区域で評価して、あと安全CNGであれば、さらに細分化して、各マークっていう、
3:02:56	なるほど。
3:02:59	規制庁西内です。結構よく理解できました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:04	だから、Puと違って区域で落とせるんですってそういうことですね。なるほどなるほどですね。なるほどですね。
3:03:12	理解できました。Bは大体区域できなくてその区画に行って、区画でその隣接評価とか僕やってっていう流れになるので、そこに影響するのかなと思ったので確認したんですけど。
3:03:22	実際にはだから一部機能あるけどもそういったところも特に変更はないんだってということですね。
3:03:27	わかりましたよと。
3:03:29	今確認させていただいた内容は多分補正される際に添付資料上でも影響軽減対策の項目あるので、何かしら言及はされるとは思ってるんですけど、まずは、補足説明資料の方でも、
3:03:41	朝正確に言うと
3:03:43	添付資料の方は多分変更ないってところに尽きる。
3:03:46	ということだと思うんですけど、変更はない意味合いですよ。今説明いただいたような内容がわかるように補足説明書の方にもちょっと充実いただいてもいいですか。
3:04:00	はい。いつ、江藤ヒライについてはよくいたしました。ちょっと、はい。記載場所については検討させていただき、
3:04:10	規制庁西内です。そんなに何か大層なものをという、を求めてるつもりはあまりなくてですね、エッセンスとして書いてもらえればと。要はまさにこの部分区域評価して、その区域評価で落ちる流れになっているので、特段今回区画化したとしてもその評価には変わりませんが区域は変わらないねと。
3:04:26	それだけなのかなあとと思いますけど。はい。よろしくお願いします。
3:04:33	概ねクリア。何かあればまた後でちょっとパンフレットです。
3:04:39	よろしければ次に行きますけれども、
3:04:44	本当は一番最初に来たわけですけどちょっと
3:04:49	関係メンバーの関係で最後になっちゃったんですけど、12月7日の会合で、購入の工期の関係の依頼があったかと思うんですけど、
3:05:01	今回のこの我々の今やっていく火災バックフィットへの影響というか対応というか、そこについて教えてください。
3:05:16	室でございます。12月7日の審査会合を具体的に申し上げますと、所内常設直流電源設備算定等の設工認申請書において、
3:05:28	そのうちの添付書類の耐震計算書に、
3:05:32	記載の誤りがあったというのはまず発生した事象でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:37	こちらについて原因対策を講じるとともにですね、
3:05:42	まず厳然としては、同時に震災っていう案件ございますので、
3:05:48	そういうところも展開をしております。その展開した中に、
3:05:53	今ご審査いただいております菅地区バックフィットの施行になって、
3:05:59	あと先ほど椎木さんもおられましたけども、第5回の
3:06:03	を、
3:06:04	あとは特重施設の、
3:06:06	この三つがありましたので、
3:06:09	そちらについて、同様に耐震計算書に伝えないかというところの確認を行いました。
3:06:17	この申し上げますと、館蔵品につきましては、記載間違いを起こした耐震計算書のものがございましたので、
3:06:27	それがまず結論に至っております。
3:06:31	一方ですね、これは関係ありませんけれども、その大学は制限ジノ法におきましては耐震計算書を扱ってまして、その中に、
3:06:41	7件、また適正化の範疇のフクマの導入というのはやはりあったというのがまず事実でございます。
3:06:50	60につきましては、
3:06:52	新設そのものをですね、メーカー、
3:06:56	ただ、もう申請書のフォーマットでもらっていたり、
3:07:00	或いはそれができない。メーカーさんに対しては現在、計算書を作った後にメーカーレビューという形でやっておりますので、
3:07:09	しっかりした今回の原因とは切り離せるっていうことで、最終パイプ、
3:07:15	これが介護上の説明でございますが、
3:07:21	当社としては、当然それだけではなくですね、
3:07:26	その耐震計算書なんか間違っちゃったかっていうと、メーカーの設計図書が出てきておりまして、それを厳然がみずから、
3:07:36	耐震計算書に転居したっていうのは、あんまりなんですね。
3:07:41	そうでしたと。うん。
3:07:43	そうしますと、電気という行為をとらえた、例えば
3:07:50	耐震計算書以外にも情報ショウガン化につきましては、当然各種関連、
3:07:56	資料から転記しているという構造同じでございますので、
3:08:00	要目表まで広げて遮っており、
3:08:04	それでその中でこのバックフィットにつきましては、
3:08:08	誤りというのは今、見つけられておりませんので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:16	ちょっと
3:08:17	今回記載もあると。
3:08:19	切り離せるかなと思ってます。もちろんこれまで審査たくさんいただきましたので、その審査の中で適正化するっていうことは当然のことですが、原因になるような、
3:08:31	モンマ類の方がなかったという、
3:08:36	はい。
3:08:37	城教諭。
3:08:40	本案件については切り離して進めるというところで、承知しました。
3:08:49	例えば、これ家になったりはしなくてですね耐震計算書が、
3:08:55	ないっていうのはちょっと違うかなと思っていて10月7日の会合資料でも何か耐震計算書は含まれていないってか、欠けてるんですけど、ありますよね。
3:09:06	CX骨から変更がないというようなケース、ここのこの意味合いについて%新たに耐震計算書を作成しているわけではないという意味合いで、
3:09:18	書かれているというそういう認識でよろしいですか。はい。辨野でございますちょっと精査しまして、
3:09:26	審査会合の資料わからなかったというご指摘だと思うんですけども、朝日ネットさんのご理解の通り、
3:09:36	はい、江藤、はい送致しますし、
3:09:45	とりあえず以上です。
3:09:49	はい。規制庁西内です。他に規制庁側から全体として確認しておきたい点ありますか。よろしいですか。
3:09:55	はい。日本原電側の方から今日全体通してですけども、確認しておきたい点とかありますか。
3:10:04	よろしいですかね。
3:10:06	はい。発電所側の方も全体通して何か確認しておきたい点ありますか。
3:10:12	プランだよ。うん。はい。規制庁西内ですあとちょっとスケジュール関係だけですけども、
3:10:19	ヒアリングで概ねこれまでの
3:10:24	審査会合とかヒアリングとかで確認させていただいた内容を概ね共通理解になってきたのかなと思っていて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:10:31	補正自体はとは思っていたんですけど、シソCチームとの関係でも、要は申請のデマケですよね、関係する部分はあったと思うので、まずはそこはちょっと早め2、
3:10:46	審査資料等充実いただいて、ご提出をいただきたいなとは思っていますと。
3:10:51	で、
3:10:52	それ以外の部分については、今日ヒアリングの中で概ねやりとりした話の、
3:10:59	から、大きくずれないのであれば、最後もう補正申請の方多分準備を進められてると思いますので、補正申請を出してもらった時に合わせて審査資料も、これまでの話を踏まえた、
3:11:11	充実したものとしてご提出いただいてという形でもいいのかなと思いつつ、そこら辺を含めてですねちょっと具体的なスケジュール感が見えたら、まずちょっと事務的にご連絡をいただければいいのかなと思ってます多分今日、今、
3:11:23	あれですね何かぐスケジュールがあるかという多分あまり現時点で今パツとはないですよ。
3:11:30	そうですね
3:11:33	そうです。
3:11:33	できれば、そう。
3:11:36	特になければもう来週早々にはと思ってましたけれども、
3:11:39	Cさんとの関係、すなわち除外するところの記載ぶりっていうのは少し、基本設計方針に関わる事項でございますので、
3:11:48	今日いただいたご意見は、1回整理してご説明する必要があると思っておりますので、それが終わった後速やかに、今西内さんからおっしゃっていただきましたけども、
3:11:59	その他の人はあれですか、アイデアましたっけ。途中からです。ごめんなさい。
3:12:07	参りましたけれども、
3:12:11	その他のご意見は、どちらかというと、説明資料の充実と理解いたしましたので、それは申請の時にきちんと反映して出すということでございます。従って、
3:12:22	業績大きなところだけCチームさんのご意見を踏まえて少し整理をして、
3:12:28	ご説明
3:12:29	何かある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:33	うん。はい。きちんとニシウチです。
3:12:39	基本設計方針の記載自体も、設備として今の記載範囲で間違いがないので別についていうところかなと思いますけど、どちらかというところだから
3:12:49	除いたとしていく先が決まってない状態で除かれてもっていうところが一番の所かなあとは思いますけども、そういった意味合いで、ちょっとその部分だけを早めにかなあとは思いますと、
3:13:02	ヒアリングかどうかも含めて資料ご提出いただいて、
3:13:08	ご訂正いただいたら、事務官でも共有しますので、場合によってはもう明確ですねっていうことであれば、もうそのまま補正という形もあるのかなと思ってますし、まずはその資料、その部分をちょっと充実いただいて、ご説明をいただければいいのかなと思います。というところで、
3:13:22	そこら辺の資料の提出時期とかも踏まえて何かありましたらちょっとまず事務的にご連絡をいただければ、日程調整等々させていただきますのでよろしくお願いします。
3:13:31	というところでスケジュール感も規制庁は何か確認してありますか。
3:13:35	大丈夫です。
3:13:36	日本原燃側は本庁にいるメンバーもスケジュールかフクイで大丈夫ですかね。
3:13:41	発電所人のメンバーの方もスケジュール感含めて全体何かありますでしょうかよろしいでしょうか。
3:13:47	はい。規制庁西内です。ちょっとすいませんヒアリング鹿野園長おっしゃいましたけども今日のヒアリングはこれで終了したいと思います。遅くまでありがとうございました。ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。